

工場の 設置・変更の手引き

I	はじめに.....	1
II	工場.....	2
1	工場とは.....	2
2	工場の設置・変更認可申請の手続きについて.....	4
3	工場に対する設置等の制限.....	7
4	申請に必要な書類等.....	8
5	工場設置認可申請書等の記載例.....	9
6	工場認可後の手続きについて.....	3 4
7	その他の公害関係法令.....	4 5
III	資料.....	4 6
①	位置の制限及び現況届等対象工場.....	4 6
②	公害防止管理者を選任すべき工場の区分等.....	4 7
③	有害ガス.....	4 8
④	有害物質.....	4 8
⑤	適正管理化学物質.....	4 9
⑥	特定有害物質.....	5 0
⑦	業種分類表.....	5 1
⑧	環境確保条例に定める規制基準 「騒音」.....	5 2
⑨	環境確保条例に定める規制基準 「振動」.....	5 4
⑩	環境確保条例に定める規制基準 「悪臭」.....	5 5
《参考》	その他必要手続き.....	5 6

I はじめに

東京都では、事業活動に伴って発生する環境への負荷を軽減し、公害を防止するために、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都条例第 215 号、以下、「環境確保条例」または「条例」）に基づき、工場の認可（条例第 8 1、第 8 2 条）の制度を設けています。この制度は、工場を設置・変更する時に条例の規定に適合するかどうかを行政が審査するものです。

環境確保条例の抜粋

事業所の中でも、工場は特に公害発生の可能性が大きいことから、環境確保条例では、工場に規制基準が設けられています。また、工場の設置又は変更の際には、あらかじめ、認可が必要になります。

（規制基準の遵守）

第 6 8 条 工場又は指定作業場を設置している者は、当該工場又は指定作業場から、規制基準（規制基準を定めていないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度）を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は、悪臭の発生（汚水については、地下への浸透を含む。第 7 4 条及び第 9 5 条を除き、以下同じ。）をさせてはならない。

（工場の設置の認可）

第 8 1 条 工場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事*の認可を受けなければならない。

（工場の変更の認可）

第 8 2 条 既に設置している工場に係る前条第 2 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事*の認可を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって規則で定めるものについては、この限りでない。

* 足立区に提出する場合、あて先は足立区長になります。

II 工場

II-1. 工場とは

条例でいう工場とは、下記の別表第1に掲げるもので、社会通念上「工場」と認められるものをいいます。

別表第1 工場 (第2条関係)

1号	定格出力の合計が2.2キロワット以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において一年以上行うものに限る。）
2号	定格出力の合計が0.75キロワット以上2.2キロワット未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場
	1 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋
	2 印刷又は製本
	3 印刷用平版の研磨又は活字の鑄造
	4 金属の打抜き、型絞り又は切断（機械鋸を使用するものを除く。）
	5 金属やすり、針、釘、鋌又は鋼球の製造
	6 ねん線若しくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工
	7 金属箔又は金属粉の製造
	8 つき機、がら機、粉碎機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工
	9 木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材のかんな削り若しくは細断
	10 動物質骨材（貝がらを含む。）、木材（コルクを含む。）又は合成樹脂（エポナイト及びセルロイドを含む。）の研磨
	11 ガラスの研磨又は砂吹き
	12 レディミクストコンクリートその他のセメント製品の製造（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において一年以上行うものに限る。）
	13 魚肉又は食肉練製品の製造又は加工
14 液体燃料用のバーナーの容量が1時間当たり20リットル以上又は火格子面積が0.5平方メートル以上の炉を使用する食品の製造又は加工	
3号	次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場
	1 金属線材（管を含む。）の引抜き
	2 電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断
	3 厚さ0.5ミリメートル以上の金属材つち打ち加工又は電動若しくは空気動工具を使用する金属の研磨、切削若しくは鋌打ち
	4 ショットブラスト又はサンドブラストによる金属の表面処理
	5 塗料、染料又は絵具の吹付け
	6 乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造
	7 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
	8 ドライクリーニング
9 テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造	

10	石炭、亜炭、アスファルト、木材若しくは樹脂の乾りゅう又はタールの蒸りゅう若しくは精製
11	たん白質の加水分解
12	合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
13	石綿、岩綿、鉱さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、土器類、陶磁器、人造砥石又はるつぼの製造
14	電気分解又は電池の製造
15	床面積の合計が50平方メートル以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音器、警報器その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調製
16	ガス機関、石油機関その他これらに類する機関の試験又は調整
17	発電の作業
18	金属の溶融又は精錬（貴金属の精錬又は活字の鋳造を除く。）
19	金属の鍛造、圧延又は熱処理
20	溶剤を用いる塗料の加熱乾燥
21	塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造
22	印刷用インク又は絵具の製造
23	アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゅう産物又はその残りかすを原材料とする物品の製造
24	電気用カーボンの製造
25	墨、懐炉灰又はれん炭の製造
26	動物質臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造
27	油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
28	肥料の製造
29	ガラスの製造又は腐しょく若しくは加熱加工
30	ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造
31	セメント、生石灰、消石灰又はカーバイトの製造
32	硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製
33	ヨウ素、いおう、塩化いおう、塩化ホスホリル、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、さらし粉、次硝酸ビスマス、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、バリウム化合物、銅化合物、スルホンメタン、グリセリン、スルホン酸アンモニウム、酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製
34	有機薬品の合成
35	火床面積が0.5平方メートル以上又は焼却能力が1時間当たり50キログラム以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却
36	油缶その他の空き缶の再生
37	金属の酸洗い、腐しょく、めっき又は被膜加工
38	鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
39	羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の染色若しくは漂白又は皮革の染色
40	紙又はパルプの製造
41	写真の現像
42	有害ガスを排出する物の製造又は加工
43	有害物質を排出する物の製造又は加工

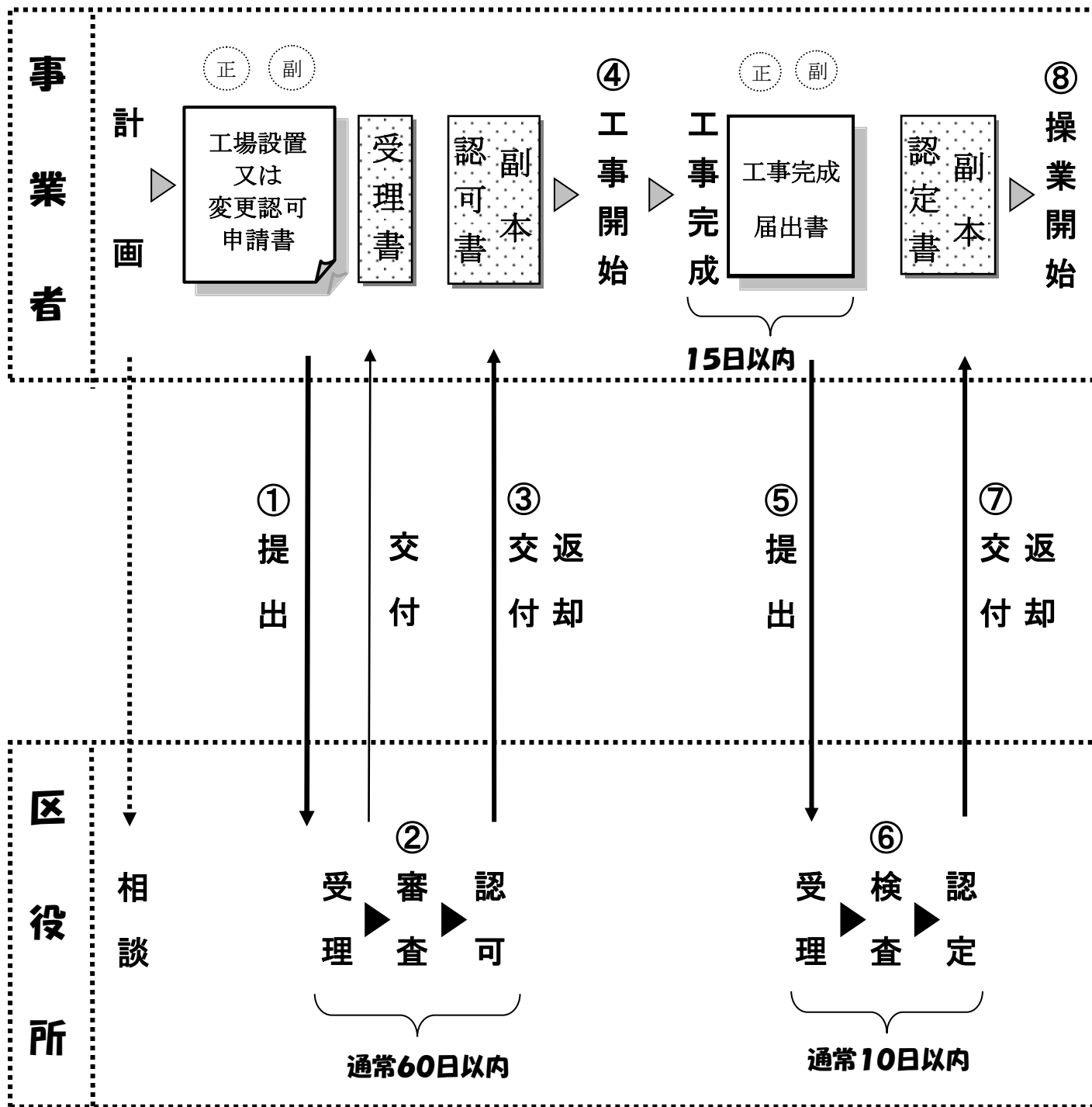
資料④有害ガス 参照

資料④有害物質 参照

Ⅱ-2. 工場の設置・変更認可申請の手続きについて

事業者が新しく工場を設置しようとする場合又は、既に設置して認可を受けている工場が施設等を変更する場合に、設置又は変更の計画が確定した時点で申請をしてください。

《工場設置・変更認可申請の流れ》



* 副本は認可書又は認定書に添付してお渡しします。

① 工場設置・変更認可申請

所定の申請用紙に工場の内容を記載し建物の構造、施設の配置等の図面等を添付して申請してください。申請時には手数料が必要です。

申請書が受理されると、受理書が交付されます。

● 申請手数料（条例第83条第1項及び施行規則第33条第1項1号～3号）

手数料を申請時にお支払いください。金額は次のとおりです。

工場の作業場床面積	設置手数料	変更手数料
500㎡以下	8,700円	7,600円
500㎡を超え1000㎡以下	14,200円	
1000㎡を超えるもの	20,200円	

※ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動の増加又は、水質若しくは悪臭の変化を伴わない、下記の変更を行う場合は、工場変更認可を受ける必要がない場合があります。

- ・原動機の出力の増加を伴わない作業の方法の変更
- ・同一作業場内における施設の配置の変更
- ・ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法の変更

② 審 査

申請の内容について審査します。

（書類の追加や訂正などを求めることがあります。）

③ 認 可

審査の結果、申請内容が**環境確保条例**の規定に適合すると認められる場合は、申請が受理された日から**60日以内**（工場の施設が特殊である等、審査に日数を要する場合は**60日**を超えることもあります。）に、認可書が交付されます。

④ 設置・変更の工事

認可書が交付されると、工場の設置又は変更の工事を開始することができます。

工事にあたっては、認可書の内容を十分確認し工事を実施してください。

⑤ 工事完成届

工場の設置又は変更の工事が完成したときは、その日から**15日以内**に工事完成届出書を提出してください。

→ P33 参照

⑥ 検 査

工事完成届出書が提出されると、認可内容及び条件に適合しているか否かを検査します。検査に先立って認可内容と現場の照合を実施しておいてください。この検査のときには、機器を稼動した状態で騒音等が基準に適合しているかの測定も行います。

⑦ 認 定

検査の結果、完成した工場が認可内容及び条件に適合していると認められる場合は、工事完成届出書が受理された日から通常**10日以内**に認定書が交付されます。

認定書が交付されると、操業を開始することができます。操業を開始した後も公害防止のための責務を守り、環境に配慮して操業してください。

⑧ 表示板の掲出

認可を受けた工場は、条例に定められた様式による表示板を作成して、工場の入口などの公衆の見やすい位置に掲示してください。

※表示板は**B4判（36.4×25.7cm）**以上の大きさにすること。

表示板の材質は、合成樹脂・金属・木材等のいずれでも良いが、耐久性のあるものが適当です。

表示板 第11号様式（施行規則 第36条関係）

認可番号		都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
認可年月日		
認可者		
認可条件及び公害防止措置		
工場名称		認可条件及び公害防止措置
工場設置者の氏名		
業種		
公害防止担当部課	担当部課 責任者氏名 電話番号	

← 36.4 センチメートル以 上 →

↑ 25.7 センチメートル以上 ↓

Ⅱ-3. 工場に対する設置等の制限



●位置の制限（条例第78条）

「位置の制限及び現況届等対象工場」（資料①参照）に該当する工場は、原則として、学校又は病院の敷地の周囲 100 メートルの区域内に設置することができません。

●自動車出入口の制限（条例第79条）

次に掲げる工場の自動車の出入口は、原則、幅員 12 メートル以上の道路に接しなければなりません。

1. レディミクストコンクリート工場
2. アスファルトコンクリート工場
3. ガソリンスタンドであって、石油類の貯蔵能力が 5 万リットル以上のもの
4. 液化石油ガススタンドであって、液化石油ガスの貯蔵能力が 35 トン以上のもの
5. 面積が 1,000 平方メートル以上の材料置場
6. 自動車ターミナル

●へい等の設置（条例第77条）

工場は、環境確保条例第 68 条第 1 項に規定する規制基準（資料⑧⑨⑩参照）が適用されない一時的な作業等に伴って発生する騒音、振動又は粉じんを防止するために必要なへいその他の設備を設けなければなりません。

●屋外作業の制限（条例第80条）

工場においては、作業の性質上やむを得ない場合を除き、屋外で騒音、振動又は粉じんを発生させる作業をしてはなりません。

Ⅱ-4. 申請に必要な書類等（正本と写し各一部を提出）

● 工場認可申請に必要な書類及び図面

1 工場設置・変更認可申請書(規則第30条第7号様式その1、2)

2 別紙1その1

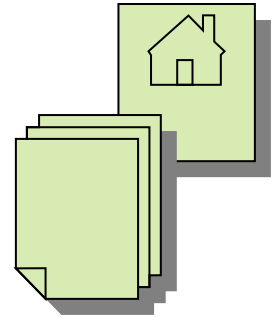
- ・周囲100メートル内外が把握できる案内図※地図の著作権について確認してください
- ・敷地内建物の配置図(給排水系統図を含む)
- ・使用施設の機械設置平面図
- ・立面図

その2(建物の棟別用途・構造・面積等)

その3(機械・設備等の施設)

3 別紙2～7(工場の種類によって必要になるものを提出)

4 その他(提出の指示のあったもの)



備考

- 1 上記書類には指定の様式があります。必要な用紙は p. 9 の工場認可申請に必要な別紙の一例を参照してください。
- 2 **2 別紙1その1**は指定の様式を使わず、ご提出いただいても構いません。
(p. 14～16 参照)
- 3 区への提出は2部（正本用と副本用）になりますが、書類の修正が必要になる場合がありますので、お手元に1部ご用意いただくことをおすすめいたします。

II-5. 工場設置認可申請書等の記載例

(記載例は設置認可の場合の一例です。)

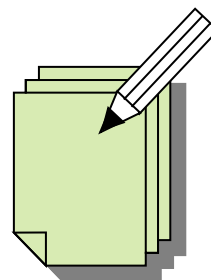


表 1 工場認可申請に必要な別紙の一例

		排水型工場 クメ食 リッ品 キ製 ニ製造 ン造 グ 等	金属製盤 加工等 工場	ゴム製品製造工場	塗装工場	自動車整備工場	生コン製造工場	印刷工場	プラスチック製品製造工場	備考
別紙 1	その 1	敷地内の建物の配置 及び給排水系統図								半径100mの付近図 配置図、立面図 平面図
	その 2	建物の棟別用途・構造・ 面積等	○	○	○	○	○	○	○	
	その 3	機械・設備等の施設								
別紙 2	その 1	ばい煙、粉じん、有害ガス 又は悪臭の発生施設の構造・ 使用の方法	○		○	○		○	○	
	その 2	ばい煙、粉じん、有害ガス又は 悪臭の処理の方法								
別紙 3		粉じん発生施設（コークス炉） の構造並びに使用及び管理 の方法								
別紙 4		粉じん発生施設（たい積場、 コンベア、破碎機、摩砕機、 ふるい、バッチャープラント、 製綿機、）の構造並びに使用 及び管理の方法					○			
別紙 5	その 1	汚水の発生施設の構造等	○			○	○			
	その 2	汚水の処理の方法								
別紙 6		騒音又は振動発生施設の構造等	○	○	○	○	○	○	○	
別紙 7		地下水揚水施設の構造等								井戸を有する事業場

① 工場 設置 変更 認可申請書

②
〇〇年〇〇月〇〇日

③ 足立区長

住所 足立区千住〇丁目〇番〇号
 ④ 氏名 株式会社あだち環境 代表取締役 足立太郎
 電話 03-〇〇〇〇-xxxx
 (法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

⑤ 第81条第1項
 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 ~~第82条第1項~~ の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

⑥ 既認可番号等	認可番号・年月日	第 号	年 月 日
	変更事由	1 業種	2 作業
		3 建物	4 施設
⑦ 工場の名称	株式会社あだち環境 第1工場		
⑧ 工場の所在地	足立区中央本町一丁目〇番〇号		電話 03-〇〇〇〇-xxxx
⑨ 地域等	用途地域	水域	
	準工業地域	荒川(公共下水道)	
⑩ 業種①	① 85	② 1号	
作業の種類②	廃棄物処理業		2. 2kW以上の原動機を使用する作業
⑪ 主要生産品目	廃プラスチック類、発泡スチロール、廃飲料用缶、ガラス		
⑫ 資本金	500万円	作業時間	9時00分から 17時00分まで(8時間)
⑬ 自動車の出入口が接する道路の幅員	6m	⑭ 100メートル以内の学校・病院等の所在位置	有 △位置:別紙() のとおり <input type="checkbox"/> 無
⑮ 工事着工予定	〇〇年〇〇月〇〇日	⑯ 工事完成予定	〇〇年〇〇月〇〇日
⑰ 従業員数	8人	常用雇用者数	20人
⑱ 公害防止担当部課	担当部課 責任者氏名	技術部 足立 花子	
⑳ 連絡先	所属 氏名 電話番号 (ファクシミリ番号)	株式会社あだち環境 代表取締役 足立太郎 03-〇〇〇〇-xxxx 03-〇〇〇〇-xxxx△ 電子メールアドレス taro@adachikankyo.co.jp)	
※受付欄		※手数料	

- 備考 1 ※印の欄には記入しないこと。
 2 「既認可番号等」の欄は、変更認可申請時のみ記入すること。
 3 △印の欄には、申請書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
 4 「用途地域」の欄には都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を、「水域」の欄には条例別表第7-4の部の付表の水域細区分の欄に掲げる水域を記入すること。
 5 「業種①、作業の種類②」の欄の「①」には日本標準産業分類の中分類項目を記入すること。また、「②」には条例別表第1に掲げる工場の種類を記入すること。
 6 「100メートル以内の学校・病院等」とは、工場の敷地の境界線から100メートル以内の学校及び病院並びに50メートル以内の保育所、診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園をいう。
 7 「公害防止担当部課」の欄の「責任者氏名」には、公害防止管理者を置いている工場にあっては、公害防止管理者の氏名を記入すること。

「その1」の記載要領

- ①**設置・変更** 該当しないものに2重線を引く
- ②**年月日** 書類の記入日を記入
- ③**あて先** 「足立区長」と記載
- ④**住所・氏名・電話番号**
住所 法人：通常は本社の所在地
個人：申請義務者の住所
氏名 法人：法人名（社名）、代表者の役職名、氏名
個人：申請義務者の氏名
電話番号 法人：本社、主たる事務所の電話番号
個人：申請義務者の電話番号
- ⑤**第81条第1項・第82条第1項** 設置の場合は「第81条第1項」、変更は「第81条第2項」
- ⑥**既認可番号等 ※工場変更認可申請時のみ記載**
認可番号・年月日：最終認可年月日及び認可番号
変更事由：該当番号を○で囲う
- ⑦**工場の名称** 「○○産業△△工場」の様に分かりやすく記載
法人：申請を行う工場の名称
個人：申請者の氏名または、商号や一般に通用する様な事業所名
- ⑧**工場の所在地・電話番号** 申請を行う工場の所在地・電話番号
※住居表示により枝番まで記載
※建物の新築等で、住居表示が未定の場合は「○丁目○番」まで記載し、住居表示が決まった時点で、生活環境保全課まで必ず連絡すること
- ⑨**地域等**
用途地域：都市計画法により定められた用途地域を記入
水域：足立区内では、公共下水道に接続している場合は、「荒川（公共下水道）」、接続していない場合は、「荒川」と記載
- ⑩**業種・作業の種類**
業種：業種を定めた、日本標準産業分類における中分類の項目を記入 → **資料⑦ 参照**
作業の種類：別表第1 工場(p. 2～3 参照)に定める工場の作業の種類を記入
例 別表1-1に該当する場合：1号 2、2kW以上の原動機を使用する作業
例 別表1-2に該当する場合：2号 0.75kW以上の動力を使用する金属の打抜き、型絞り又は切断
例 別表1-3に該当する場合：3号 塗料、染料又は絵具の吹付け
- ⑪**主要生産品目**
工場において最終的に生産される品目のうち主要なもの
加工等のみで最終生産品目がない場合は主たる取り扱い品目
- ⑫**資本金・作業時間**
資本金 法人：定款に記載されている資本金を記載
個人：記入なし
作業時間：作業時間を記載
- ⑬**自動車の出入口が接する道路の幅員**
自動車が入りに使用する道路が工場と接する部分の道路の幅員
- ⑭**100メートル以内の学校・病院等の所在位置**
学校・病院等の名称が確認できる図面（住宅地図など）を添付 ※**地図の著作権について確認してください。**
図面に工場の敷地境界から100メートルの位置を色ペンなどで線を引く
- ⑮**工事着工予定** 工場の建設工事や設備改修に伴う工事着工予定年月日を記入
- ⑯**工事完成予定** 工場の建設工事や設備改修に伴う工事完成予定年月日を記入
- ⑰**従業員数**
当該事業所で就業している正社員の総数で、事務員等も含まれる（アルバイト、パートタイム等は除く）
- ⑱**常用雇用者数**
当該事業所で就業している正社員の総数で、事務員等も含まれる（アルバイト、パートタイム等も含む）
- ⑲**公害防止担当部課**
工場の公害防止に関する事務処理の権限を担当する部署の責任者氏名を記入
公害防止管理者の選任が必要な工場の場合には、該当する資格を有する責任者名を記載及び、
都1種・都2種の区別を記載 → **資料② 参照**
- ⑳**連絡先** 書類作成を担当し、申請内容についてやりとりを行う者の所属・連絡先を記入

その2

① 敷地・建物の状況	敷地面積	1 変更後(設置)	1,200.0	m ²	2 変更前	m ²	
	建物の配置等	△別紙(1 その1)のとおり			揚水施設の有無	有 無	
	建物の棟別用途・構造・面積等	△別紙(1 その2)のとおり					
	周囲の状況	△別紙(1 その1)のとおり					
② 施設の状況	機械・設備等の施設	△別紙(1 その3)のとおり					
	構造・配置・使用方法	△別紙(2、3、4、5、6、7)のとおり					
③ 動力用電力の合計(kW)		その他の電力の合計(kW)	総燃料油使用量(L/日)	総用水量(m ³ /日)	取水方法	総排水量(m ³ /日)	
1		49.95	5.75	-	10	上水道	10
2							
④ 工場で取り扱う有害ガス、有害物質		有害ガス：スチレン 有害物質：なし 適正管理化学物質：なし(スチレンの発生量は微量のため)					
⑤ 作業の工程	搬入→ 選別→ (廃プラ、ガラス) 破碎→ 搬出 (廃プラ、缶) 圧縮→ 搬出 (発泡スチロール) 減容→ 搬出						
	屋外の作業	なし					
⑥ 公害防止措置の概要(一時的作業に伴う措置を含む。)		<ul style="list-style-type: none"> ・作業時は開口部を閉め、防音・悪臭防止に努める ・散水設備にて悪臭防止に努める ・土間コンクリート厚250mmとし、破碎機等には防振ゴムを用いる ・焼却炉には二次燃焼バーナー設置、焼却温度850℃以上 ・発泡スチロール減容機には活性炭フィルター設置 					

- 備考 1 「建物の配置等」、「建物の棟別用途・構造・面積等」及び「機械・設備等の施設」の欄の別紙は、それぞれ、施行規則別記第7号様式の別紙1その1、その2及びその3を使用すること。
- 2 「周囲の状況」の欄の別紙は、近隣の建物の用途、構造及び配置並びに道路の状況等を明らかにした図面とすること。
- 3 「構造・配置・使用方法」の欄の別紙は、施行規則別記第7号様式の別紙2から別紙7までのうち該当する様式を使用すること。
- 4 「動力用電力の合計」から「総排水量」までの欄は、設置認可申請時には「1」欄のみ記入すること。
- 5 「動力用電力の合計」の欄には原動機の定格出力の合計を、「その他の電力の合計」の欄には電熱用電力、電解用電力等、直接当該工場の作業の用に供する電力で動力用電力以外のものの合計を記入すること。
- 6 「工場で取り扱う有害ガス、有害物質又は化学物質」の欄には、条例別表第3 有害ガスに掲げる物質又は別表第4 有害物質、施行規則別表第1 適正管理化学物質に掲げる物質のうち工場に取り扱っているものを記入すること。

「その2」の記載要領

①敷地・建物の状況

- 敷地面積：設置の場合は、変更後（設置）に敷地の総面積を記入
変更の場合は、変更後（設置）と変更前の両方に敷地の総面積を記入
- 建物の配置等：該当する「別紙1その1」を使用
建物配置図を添付
- 建物の棟別用途・構造・面積等：該当する「別紙1その2」を使用
- 周囲の状況：隣地・近隣における建物の用途・構造・配置、道路の状況など周囲の状況が判明する図面添付

②施設の状況

- 機械・設備等の施設：該当する「別紙1その3」を使用
機械・設備の施設番号を、添付する階別平面図に書き込む
- 構造・配置・使用方法：該当する「別紙2～7」のうち該当する様式を使用

③動力・その他の使用量など

- 動力用電力の合計：「別紙1その3」の下欄に記載した動力用電力の合計を記入
- その他の電力の合計：「別紙1その3」の下欄に記載したその他の電力の合計を記入
- 総燃料油使用量：工場で使用する燃料油（重油など）の1日当たりの使用量
- 総用水量：工場で使用される水の1日当たりの使用量
- 取水方法：下水道、工業用水道、地下水のうち、作業のために取水している種類を記入
- 総排水量：工場から下水道などに排水される1日当たりの排水量

④工場で取り扱う有害ガス、有害物質又は適正管理化学物質

使用しているもの（材料や製品に含有するものを含む）の中で有害ガス、有害物質に該当するものがあれば記入（P48資料③④参照）。

また、適正管理化学物質（P49資料⑤参照）に該当するものがあれば、あわせて記入する。

※安全データシート（SDS）がある場合は、添付すること。

⑤作業の工程

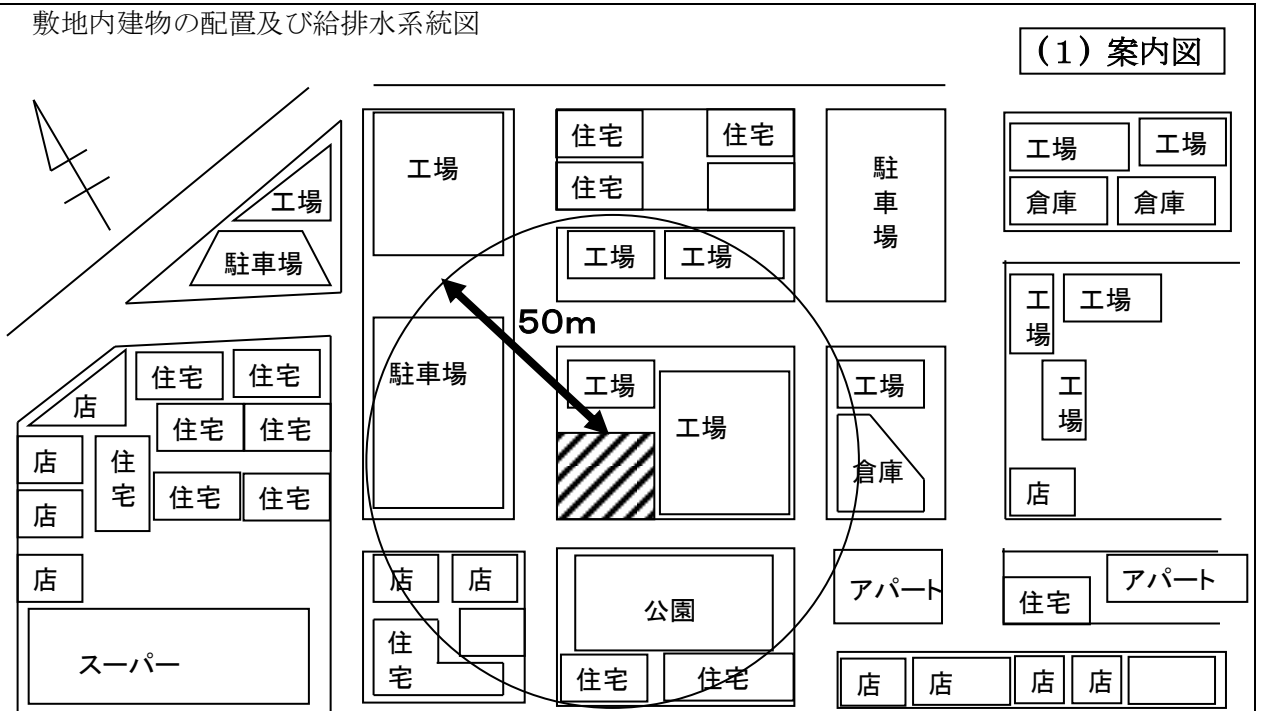
- 作業の工程を記入
- 屋外の作業：屋外作業は原則として禁止なので、通常は「なし」と記入する（条例第80条）
※やむを得ない場合にはその内容を明らかにする

⑥公害防止措置の概要

騒音、振動、悪臭等の公害について、その対策の概要を記入

別紙1 その1

敷地内建物の配置及び給排水系統図

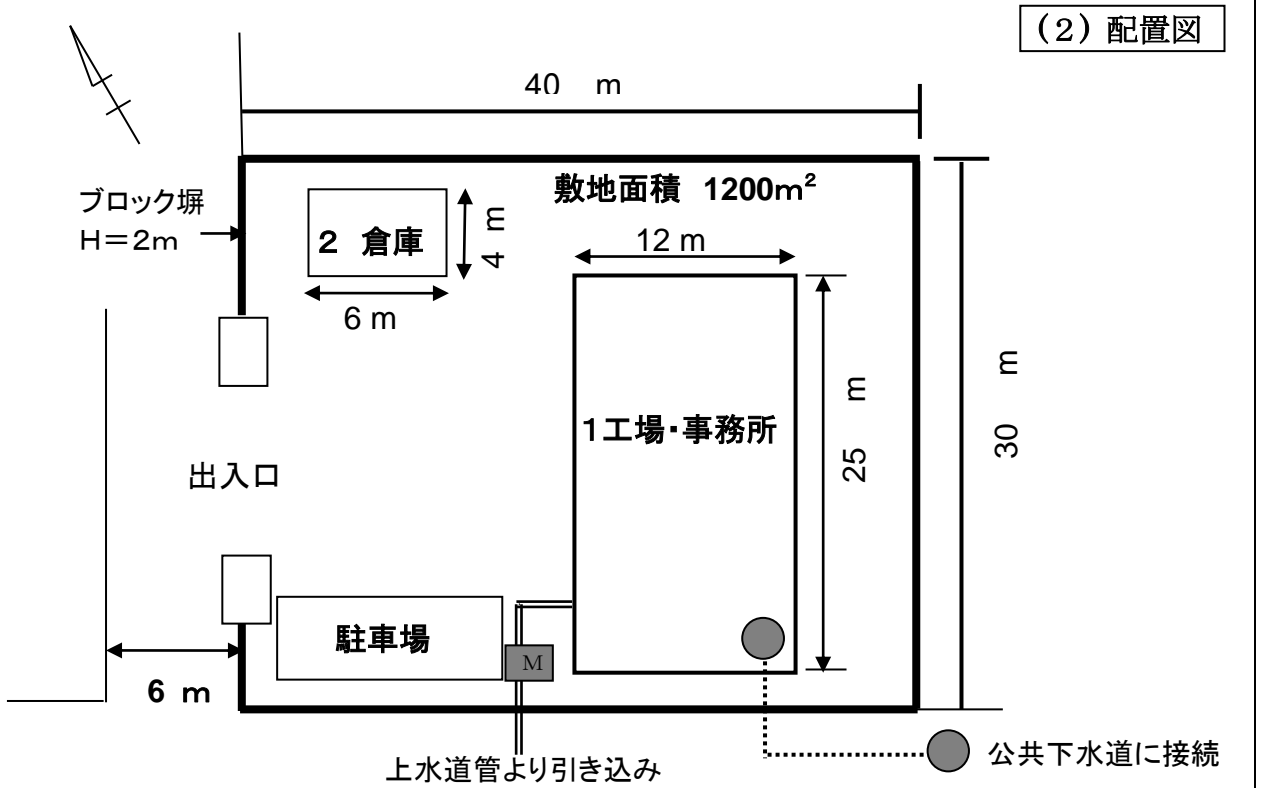


(1) 案内図

(1) 案内図 ※地図の著作権について確認してください。

- ・隣地・近隣における建物の用途・構造・配置、道路の状況など周囲の状況が判明する図面
- ・敷地の周囲で50mの線を入れ、おおむね50m以内の学校・保育所・病院・診療所・図書館、老人ホーム及び認定こども園(P. 52 資料③参照)が分かるようにする。

※別表第8(P. 46 資料①参照)に該当する場合は、敷地の周辺で100mの線も入れる。



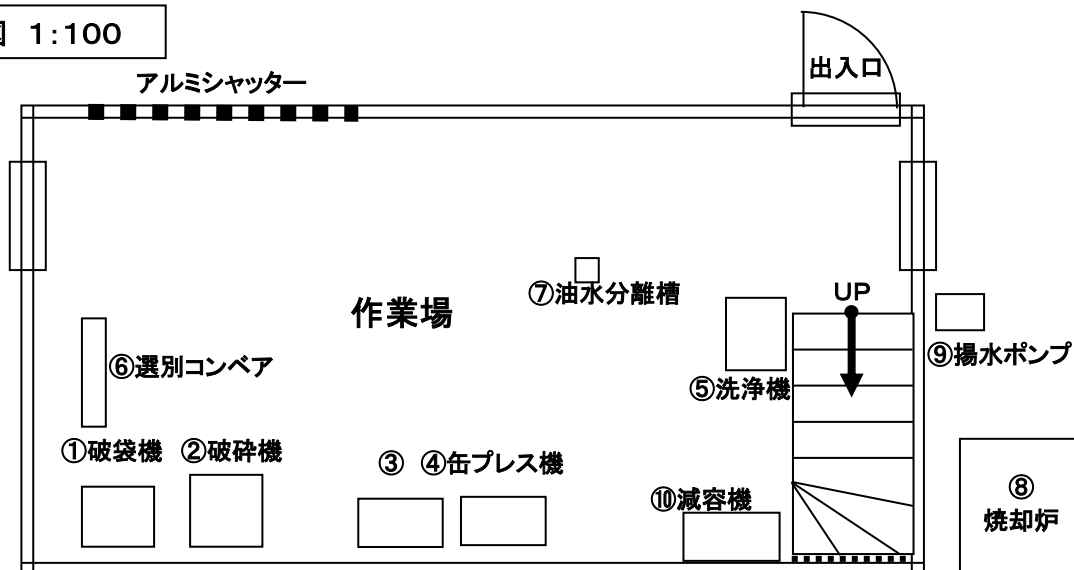
(2) 配置図

(2) 配置図
敷地面積に各建物が配置されている図面

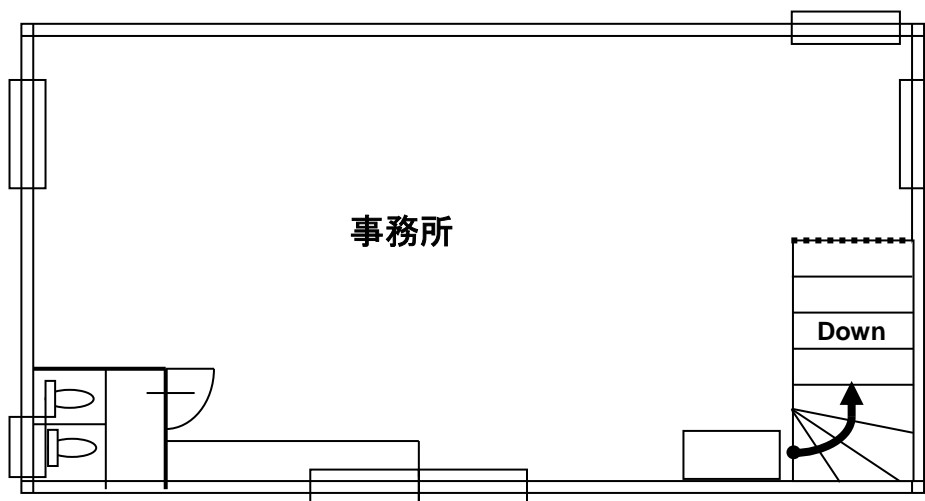
- 備考
- 1 配置図には、建物の用途を記入すること。
 - 2 給排水系統については、給水(青)及び排水(赤)の色分けをすること。
 - 3 適当な図面があれば、それによることことができる。

(3) 機械設置平面図

1階平面図 1:100



2階平面図 1:100



(3) 機械設置平面図

各建物の各階平面図を用意し、以下を記入して下さい

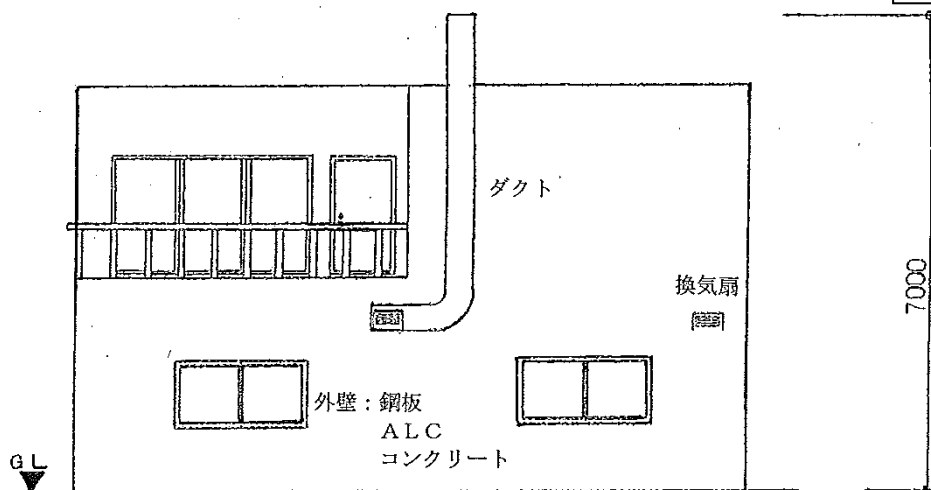
1. 事務所・作業場などの建物用途がわかるように書き込む
2. 作業場面積をわかるように書き込む
3. 機械・設備の施設番号を各階平面図に書き込む

※事務所・作業場など蛍光マーカー等で図面に色分けをすること

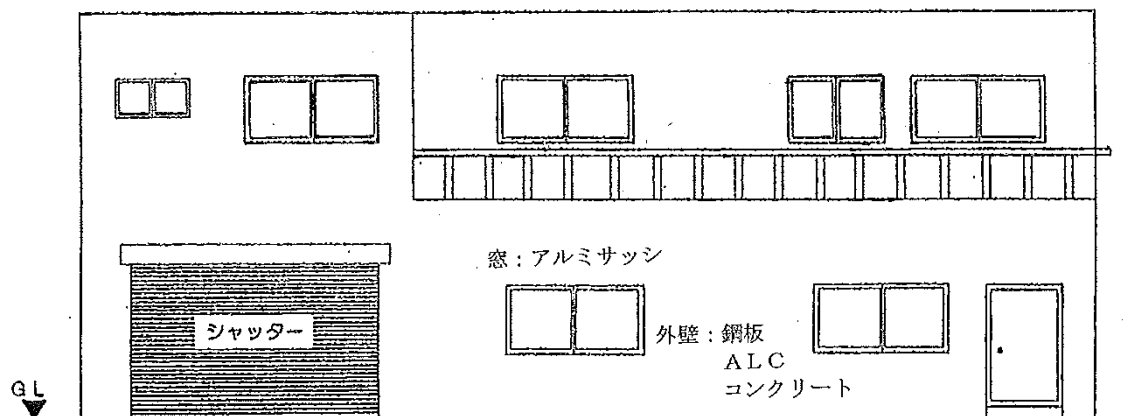
※作業場面積が図面から算出することが可能な階別平面図を使用すること

- 備考
- 1 配置図には、建物の用途を記入すること。
 - 2 給排水系統については、給水（青）及び排水（赤）の色分けをすること。
 - 3 適当な図面があれば、それによること。

(4) 立面図



東立面図 1 : 100



南立面図 1 : 100

(4) 東西南北からの立面図 各建物の東側、西側、南側、北側の立面図

<その他>

(5) 設備の構造がわかるパンフレット・設備図面など

(6) 必要に応じて、求積図、断面図、矩計図(かなばかり)

建物の棟別用途・構造・面積等							
棟別 ① 番号	新既 ② の別	用 途 ③	階 数 ④	構 造 ⑤	建築面積 ⑥ (㎡)	床面積 ⑦ (㎡)	作業場面積 ⑧ (㎡)
1	新	工場・事務所	2	鉄骨造	300.0	600.0	300.0
2	新	倉庫	1	木造	24.0	24.0	
「別紙1その2」の記載要領							
①棟別番号：建物の棟別番号を記入							
②新既の別：建物の新設、既設を記入							
③用途：建物の用途を記入							
④階数：建物の階数を記入							
⑤構造：建物の構造を記入 例：木造、鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨造（S造） 鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）							
⑥建築面積：建物の建築面積を記入							
⑦床面積：建物の延べ床面積を記入							
⑧作業場面積：建物内で、作業を行う場所の面積の合計を記入							
⑨合計：各棟の建築面積、床面積、作業場面積の合計を記入							
⑨	合	計			324.0	624.0	300.0

別紙1 その3

機械・設備等の施設								
工場における施設番号 ①	新既の別 ②	種類 ③	公称能力 ④	台数 ⑤	動力用電力 (kW) ⑥(原動機)		その他の電力 (kW) ⑦(原動機以外)	
1	新	破袋機 ABC-S20	70m ³ /h	1	5.	5		
2	新	破碎機 HIJ-10	0.4t/h	1	15.	0		
3	新	缶プレス機 Z10-C	0.77t/h	1	10.	0		
4	新	缶プレス機 Z10-C	0.77t/h	1	10.	0		
5	新	洗浄機		1	3.	5		
6	新	選別コンベア	5m/min	1	1.	5		
7	新	油水分離槽	15m ³ /日	1				
8	新	焼却炉 11DC	20kg/h	1			1.	25
9	新	揚水ポンプ		1	0.	75		
10	新	減容機	30kg/h	1	3.	7	4.	5
<p>「別紙1 その3」の記載要領</p> <p>①工場における施設番号：施設番号を記入</p> <p>②新既の別：施設の新設、既設を記入</p> <p>③種類：施設の名称を記入</p> <p>④公称能力：当該機械・設備の保有する能力を記入</p> <p>⑤台数：機械・設備の台数を記入</p> <p>⑥動力用電力：動力（モーター用）に使用する電力を記入</p> <p>⑦その他の電力：動力（電解用、電熱用電力等）に使用する電力を記入</p> <p>⑧合計：動力用電力、その他の電力それぞれの合計を記入</p>								
⑧	合	計			49.	95	5.	75

別紙2 その1

ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の発生施設の構造・使用の方法

①	工場における施設番号	1	2	8	10
②	種類・名称・型式	破袋機	破碎機	焼却炉	減容機
③	使用開始（予定）年月日	○年×月△日	○年×月△日	○年×月△日	○年×月△日
④	主要寸法 (m) 又は定格出力 (kW)	5.5kw	15.0kw	1.25kw	8.2kw
	伝熱面積・火格子面積・火床面積 又は羽口面断面積 (m ²)			0.4m ²	
規	原材料処理能力 (t/h) 又は焼却能力 (kg/h)	70m ³ /h	0.4t/h	20kg/h	30kg/h
	燃料の燃焼能力 (ℓ/h、m ³ N/h) 又は変圧器の定格容量 (kVA)			5L/h	
	乾燥施設の容量 (m ³)				
	電流容量 (kA) 又はポンプの動力 (kW)			1.25kw	
⑤	1日の使用時間・1月の使用日数	9時～17時 25日/月	9時～17時 25日/月	9時～17時 25日/月	9時～17時 25日/月
	季節変動	なし	なし	なし	なし
⑥	種類			木くず	
	使用割合				
	いおう分 (%) カドミウム分 (%) 又は鉛分 (%)				
	1日の使用量			30kg	
⑦	種類			灯油	
	灰分 (%) ・いおう分 (%)			0.008wt%以下	
	発熱量			8,700kcal	
	1日の使用量			10ℓ/日	
	混焼割合				
	参考事項		集じん装置 内蔵型		活性炭 フィルター 内蔵

備考 1 この用紙は、申請書の「機械・設備等の施設」欄に記入した施設のうち、条例別表第7 1の部(1)の款の付表第1に掲げる施設、同条例別表第3に掲げる有害ガスを発生する施設、粉じんを発生する施設（施行規則別記第7号様式の別紙3又は4に該当する施設を除く。）及び悪臭を発生する施設について記入すること。

2 「いおう分 (%) カドミウム分 (%) 又は鉛分 (%)」欄の記入に当たっては、重量比及び容量比の別を明らかにすること。

3 酸素吹込式の炉については、「参考事項」欄に、酸素吹込量、使用時間等を記入すること。

「別紙2その1」の記載要領

①工場における施設番号

別紙1その3「機械・設備等の施設」に記入した施設番号を記入

②種類・名称・型式

発生施設の種類、名称、型式を記入

③使用開始（予定）年月日

発生施設ごとの使用開始予定年月日を記入
既設の場合は、使用開始年月日を記入

④規模

発生施設の種類によって該当する項目を記入

主要寸法（m）又は定格出力（kW）

発生施設の大きさ（m）又は発生施設に付属する原動機の定格出力記入

伝熱面積、火格子面積、火床面積、羽口面断面積

ばい煙発生施設の伝熱面積等を記入

原材料処理能力、焼却能力

例 金属溶解炉等で1時間あたりに金属を溶かす量

例 焼却炉で廃棄物を1時間あたりに焼却する量

燃料の燃焼能力又は変圧器の定格容量

燃料の燃焼量、電解炉等の変圧器の定格容量を記入

乾燥施設の容量

乾燥炉等の容量を記入

電流容量又はポンプの動力

電解炉等の電流容量、ポンプの動力を記入

⑤使用状況

1日の使用時間・1月の使用日数

当該発生施設の使用時間及び使用日数を記入

季節変動

使用状況の季節による変動について記入

例 なし（年間通して使用状況に変動がない）、暖房期のみ使用、冬季負荷大で夏期の20%増、予備用のもので年間稼働日数10日以下

⑥原材料

ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭発生に影響のあるものについて記入

種類

当該発生施設で使用する原材料の主なる種類について記入

使用割合

2種類以上の原材料を使用する場合の使用割合を記入

いおう分、カドミウム分又は鉛分

原材料中のいおう、カドミウム又は鉛の含有率を重量%等で記入

1日の使用量

原材料の1日の使用量について単位を明確にして記入

⑦燃料又は電力

発生施設で使用する燃料について記入

種類

当該発生施設で使用する燃料（重油、灯油等）について記入

灰分（%）・いおう分（%）

固体燃料の場合は灰分及びいおうの含有率を、液体燃料の場合はいおうの含有率を記入

※記入の際重量%又は容量%の区別を明らかにする

発熱量

低発熱量（真発熱量）を記入、電力を使用する場合は容量を記入

1日の使用量

燃料の1日使用量を $\frac{\text{kg}}{\text{日}}$ 、kg/日、kw/h、 $\frac{\text{m}^3}{\text{日}}$ のうちいずれかの単位で記入

混焼の場合に限り、1日使用量の混焼割合を記入

ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の処理の方法

①	処理施設の工場における施設番号		5 洗浄機	2 破砕機	8 焼却炉	10 減容機			
②	処理する発生施設の工場における施設番号		1 破袋機	2 破砕機	8 焼却炉	10 減容機			
③	処理施設の種類・名称・型式		洗浄機	集じん装置	二次燃焼装置	活性炭フィルター			
④	使用開始(予定)年月日		○年×月△日	○年×月△日	○年×月△日	○年×月△日			
⑤	処理能力	⑥ 総排出物の量 (m^3N/h)	最大			760.0			
			常用						
		⑦ 総排出物の温度 ($^{\circ}C$)	処理前						
			処理後						
		⑧ 総排出物中の 酸素濃度 (%)	処理後						
		⑨ ばい 煙 の 濃 度	ばいじんの 濃度 (g/m^3N)	処理前					
				処理後 (効率%)	()	()	()	()	
		い お う 酸 化 物 の 濃 度 (容量比ppm)	いおう酸化 物の濃度 (容量比ppm)	処理前			0		
				処理後 (効率%)	()	()	()	()	
		等	い お う 酸 化 物 の 量 (m^3N/h)	最 大 常 用	処理前			0	
					処理後 (効率%)	()	()	()	()
				大 常 用	処理前			0	
					処理後 (効率%)	()	()	()	()
		力	⑩ 有害 ガス ・ 粉 じん ・ 悪 臭	窒 素 酸 化 物 の 濃 度 (容量比ppm)	最 大 常 用	処理前			0
処理後 (効率%)	()					()	()	()	
大 常 用	処理前						0		
	処理後 (効率%)				()	()	()	()	
⑪	使用 状 況	1日の使用時間・1月使用日数	9時～17時 25日/月	9時～17時 25日/月	9時～17時 25日/月	9時～17時 25日/月			
		季節変動	なし	なし	なし	なし			
⑫	煙突 排気塔	高さ (m)			5				
		頂口径 (m)			0.15				
		排出速度 (m/s)			10.4m/s				

備考 1 ばい煙の濃度等は、乾きガス中の濃度等とすること。

2 有害ガス・粉じん・悪臭の「 の濃度」欄には、有害ガス、粉じんについてはその種類を、悪臭については悪臭の文字を記入し、() 欄には、 cm^3/m^3N 、 mg/m^3N 、臭気指数又は臭気排出強度の文字を記入すること。

「別紙2その2」の記載要領

①処理施設の工場における施設番号

別紙1その3「機械・設備等の施設」に記入した施設番号を記入

②処理する発生施設の工場における施設番号

工場における発生施設の施設番号を記入

別紙2その1「構造・使用の方法」と同一の発生施設番号を使用の方法と同一順序で記入し、発生施設と処理施設（煙突排気塔を含む）との関係を明らかにする。特に1基の処理施設で2基以上の発生施設のばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭を処理している場合に注意する。

③処理施設の種類・名称・型式

煙突、排気塔、処理施設の種類、区分の処理装置のある場合はその名称型式を記入

④使用開始（予定）年月日

処理施設ごとの使用開始予定年月日を記入

既設の場合は使用開始年月日を記入

⑤処理能力

ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の処理装置のある場合は処理装置の入口及び出口の状態（総排出量の量は入口の状態）について記入し、煙突又は排気塔のみの場合は、煙突又は排気塔の入口の状態について記入

⑥総排出物の量（ m^3/h ）

総排出物の量を温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算して、最大値及び常用値を記入

⑦総排出物中の温度（ $^{\circ}\text{C}$ ）

処理前は入口温度、処理後は出口温度を記入

⑧総排出物中の酸素濃度（％）

総排出物中の酸素濃度（％）を記入

⑨ばい煙の濃度等

ばいじんの濃度（ g/m^3 ）

温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した総排出物1立方メートルあたりのグラム数であらわしたばいじんの濃度を処理前は入口の状態、処理後は出口の状態について記入

いおう酸化物の量（ m^3/h ）

燃料その他のものの燃焼にともなって発生するいおう酸化物の総量を温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算して、最大値及び常用値を、それぞれ処理前は入口の状態、処理後は出口の状態について記入

⑩有害ガス・粉じん・悪臭

排出する主な有害ガス又は粉じんの名称を記入し、温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算して総排出物1立方メートルあたり、有害ガスは容量比（ppm又は％）で、粉じんはグラム数で、処理前は入口の状態、処理後は出口の状態について記入

悪臭については、悪臭物質の濃度又は臭袋法による臭気指数を記入

⑪使用状況

1日の使用時間・1月の使用日数

当該発生施設の使用時間及び1ヶ月の使用日数を記入

季節変動

使用状況の季節による変動について記入

例 なし（年間通して使用状況に変動がない）、暖房期のみ使用、冬季負荷大で夏期の20%増、予備用のもので年間稼働日数10日以下

⑫煙突・排気塔

煙突・排気塔の高さ、頂口径（排気口の口径）、排出速度（排出口における排出ガスの速度）を記入

粉じん発生施設（コークス炉）の構造並びに使用及び管理の方法

工場における施設番号					
名称・型式					
使用開始（予定）年月日					
規模	原料の処理能力（t／日）				
	炉室数				
	炭化時間（h）				
装炭作業	粉じんの処理装置の種類・型式				
	集じん装置の効率（％）				
	送風機の前動機出力（kW）				
窯出し作業	粉じんの処理装置の種類・型式				
	集じん装置の効率（％）				
	送風機の前動機出力（kW）				
消火作業	粉じんの処理装置の種類・型式				
参考事項					

- 備考 1 「参考事項」欄には、ガイド車の走行する炉床の強度、ガイド車の軌条の幅員等について記入すること。
- 2 粉じん発生施設及び粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその寸法を記入した概要図を添付すること。

別紙4

粉じん発生施設（堆積場、コンベア、破碎機、磨砕機、ふるい、
バッチャープラント、製綿機）の構造並びに使用及び管理の方法

工場における施設番号		2	6		
名称・型式・基数		破碎機 HIJ-10	選別コンベア		
使用開始（予定）年月日		○年×月△日	○年×月△日		
規模	面積（㎡）・堆積能力（t）				
	ベルト幅（cm）又はバケット 内容積（m ³ ）・運搬能力（t/h）				
模	原動機の定格出力（kW）	15.0kw	1.5kw		
	処理能力（t/h）	0.4t/h	5m/min		
使用 及 び 管 理 の 方 法	集じん装置	集じん装置の種類・型式			
		集じん装置の効率（%）			
		送風機の原動機出力(kW)			
水	散	装置の種類・型式			
		装置の能力（m ³ /h）			
		散水の方法又は運搬量若しくは 処理量当たりの散水量 （ℓ / t）			
薬液の 散布	薬液の 散布	薬液の種類・名称			
		装置の種類・型式・基数			
		装置の能力（m ³ /h）			
		散布の方法			
防じんカバーの設置状況					
その他	方 法	集じん装置、 洗浄機を用いて 清掃を徹底する	洗浄機を用いて 清掃を徹底する		
参 考 事 項					

- 備考 1 「規模」の欄には、堆積場については面積及び堆積能力を、コンベアについてはベルト幅又はバケット内容積及び運搬能力を、破碎機、磨砕機、ふるい、バッチャープラント及び製綿機については原動機の定格出力及び処理能力を、記入すること。
- 2 「散水の方法又は運搬量若しくは処理量当たりの散水量」欄には、堆積場については散水の方法（水量、実施頻度等）を、コンベアについては運搬量当たりの散水量を、その他のものについては処理量当たりの散水量を記入すること。
- 3 「薬液の散布」欄は、堆積場についてのみ記入すること。
- 4 「その他」欄には、堆積場については締固めの装置・型式及び方法並びに散水等と同等以上の効果を有する措置、その他のものについては散水等と同等以上の効果を有する措置について記入すること。
- 5 粉じん発生施設及び粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

汚水の発生施設の構造等

①	工場における施設番号	5					
②	種類・名称・型式	洗浄機					
③	使用開始(予定)年月日	〇年△月〇日					
④	構造						
⑤	主要寸法(m)	L W H 0.7×1.1×1.3					
⑥	1日の使用時間・ 1月の使用日数	9時～17時 25日/月		時～時 日/月	時～時 日/月	時～時 日/月	
	季節変動	なし					
⑦	種類						
	材料	使用量(1日あたり)					
	料	使用方法					
⑧	排水量 (m ³ /日)	通常	最大	通常			
		10	10				
⑨	汚水	水素イオン濃度 (pH)					
		生物学的酸素要求量 (mg/l)					
		化学的酸素要求量 (mg/l)					
		浮遊物質量 (mg/l)					
	の水	外観					
		臭気					
	水質	温度 (°C)	常温	常温			
		その他の項目	()				
()							
()							
()							
⑩	製品又は中間製品の取り出しに際しての廃液分離方法						

水質汚濁防止法、下水道法の「特定施設設置届」を提出している場合は、同じ内容を記入すること。

- 備考 1 「汚水の発生施設」とは、冷凍用冷却装置、ばい煙の洗浄装置、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設等をいう。
- 2 「汚水の水質」欄のうちの「その他の項目」の欄には、条例別表第7 4の部(1)の表の(1)から(26)までに掲げる各項目、同別表 4の部(2)(7)の表の(8)から(15)まで及び(17)の項目並びに窒素含有量及び燐含有量のうち、汚水の発生施設から排出されるものをすべて記入すること。また、()には、単位を記入すること。

「別紙5その1」の記載要領

①工場における施設番号

別紙1その3「機械・設備等の施設」に記入した施設番号を記入

②種類・名称・型式

汚水発生施設の種類、名称、型式を記入

例 アルカリ脱脂槽、湿式バレル研磨機

③使用開始（予定）年月日

施設ごとの使用開始予定年月日を記入

既設の場合は使用開始年月日を記入

④構造

コンクリート製、鉄製、あるいは鉄製塩ビ張り等を記入

⑤主要寸法

当該施設の縦、横、高さを記入

⑥使用状況

1日の使用時間・1月の使用日数

当該発生施設の使用時間及び1ヶ月の使用日数を記入

季節変動

使用状況の季節による変動について記入

例 なし（年間通して使用状況に変動がない）、暖房期のみ使用、冬季負荷大で夏期の20%増、予備用のもので年間稼働日数10日以下

⑦原材料

排水の水質に影響のあるものを記入

種類

使用する原材料の種類を記入

例 水酸化ナトリウム、硫酸など

使用量

原材料の1日当たりの使用量を記入

使用方法

原材料使用時の用途を記入

例 溶液添加による

⑧排水量

当該施設から排出される汚水等の水量について平均排水量を通常の欄に、変動がない場合は通常と同じ量を最大の欄に記入

⑨汚水の水質

該当する項目のみを記入

水質汚濁防止法、下水道法の「特定施設設置届」を提出している場合は、同じ内容を記入

⑩製品又は中間製品の取り出しに際しての廃液分離方法

例 凝集沈殿、遠心脱水、フィルタープレス等

汚水の処理の方法

① 処理施設の工場における施設番号		7 油水分離槽																
② 処理する発生施設の工場における施設番号		5 洗浄機																
③ 種類・名称・型式		油水分離槽																
④ 使用開始(予定)年月日		○年△月○日																
⑤ 構造		3槽式																
⑥ 主要寸法 (m)																		
⑦ 能力 (m ³ /日)		15																
⑧ 処理の方式																		
⑨ 消耗資材	資材名																	
	用途																	
	1日の使用量																	
⑩ 使用状況	1日の使用時間・1月の使用日数	9時～17時 25日/月																
	季節変動	なし																
		処理前	処理後	処理														
⑪ 処理に係る汚水量・水質		通常	最大	通常	最大	通常												
	汚水量 (m ³ /日)	10	12	10	12													
	水素イオン濃度(pH)																	
	生物学的酸素要求量 (mg/l)																	
	化学的酸素要求量 (mg/l)																	
	浮遊物質 (mg/l)																	
	外観																	
	臭気																	
	温度 (°C)																	
	その他の項目	()																
		()																
	()																	
	()																	
⑫ 各排水口の汚水量・水質	排水口番号																	
	汚水量 (m ³ /日)																	
	水素イオン濃度																	
	生物学的酸素要求量 (mg/l)																	
	化学的酸素要求量 (mg/l)																	
	通常																	
	最大																	
	通常																	
	最大																	
	通常																	
	最大																	
⑬ 残さ	種類	廃棄物																
	生成量 (kg/日)																	
	処理方法の概要	産業廃棄物処理業者へ委託																

水質汚濁防止法、下水道法の「特定施設設置届」を提出している場合は、同じ内容を記入すること。

備考 1 「処理施設」とは、工場に設置されている施設であって、発生施設等から排出される汚水を処理するためのものをいう。
 2 「処理に係る汚水量・水質」欄及び「各排水口の汚水量・水質」欄中の「その他の項目」の欄には、条例別表第7 4の部(1)の表の(1)から(26)までに掲げる各項目、同別表 4の部(2)アの表の(8)から(15)まで及び(17)の項目並びに窒素含有量及び燐含有量のうち、汚水の処理施設又は工場から排出されるものをすべて記入すること。また、()には、単位を記入すること。
 3 「各排水口の汚水量・水質」欄には、工場の各排水口から排出される総汚水量及びその水質を記入すること。

「別紙5その2」の記載要領

①処理施設の工場における施設番号

別紙1その3「機械・設備等の施設」に記入した施設番号を記入

②処理する発生施設の工場における施設番号

工場における発生施設の呼称番号を記入

別紙5その1「発生施設の構造」と同一の発生施設番号を記入し、発生施設と処理施設との関係を明らかにする。特に1基の処理施設で2基以上の発生施設の汚水を処理している場合に注意する。

③種類・名称・型式

施設の種類、名称、形式を記入

例 排水中和処理装置

④使用開始（予定）年月日

施設ごとの使用開始予定年月日を記入

既設の場合は使用開始年月日を記入

⑤構造

当該施設の構造を記入

例 コンクリート製、塩ビ製など

⑥主要寸法

当該施設の縦、横、高さを記入

⑦能力

当該施設の縦、横、高さを記入

例 2.5m³/日

⑧処理の方法

処理の種類を記入

例 中和、凝集沈殿法、アルカリ塩素法

⑨消耗資材

当該施設において汚水を処理するために使用する資材名、用途、1日の使用量を記入

資材名：使用する資材名を記入 例 水酸化ナトリウム、硫酸

用途：使用する資材の用途を記入 例 中和用、酸化など

1日の使用量：使用する資材の1日の使用量を記入 例 硫酸 1.4kg/日、水酸化ナトリウム 0.2kg/日

⑩使用状況

ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の処理方法の記載方法と同じ

⑪処理に係る汚水量・水質

当該施設において処理する前後の汚水量及び水質を通常と最大に分けて記入、なお、該当する項目のみ記入

⑫各排水出口の汚水量・水質

当該工場の各排水口から排出される汚水量及び水質をその排水口ごとに記入

⑬残さ

当該施設の汚水処理によって生ずる残さの種類及びその生成物とその発生した残さを処理する方法を記入

種類 : 例 スラッジ

生成量 (kg/日) : 例 0.1t 水分95%

処理方法の概要 : 例 フィルタープレスによる脱水、業者委託

騒音又は振動発生施設の構造等

①	工場における施設番号	1	2	3, 4		
②	種類・名称・型式	破袋機 ABC-S20	破碎機 HIJ-10	缶プレス Z10-C		
③	公称能力	70m ³ /h	0.4t/h	0.77t/h		
④	数	1	1	2		
⑤	使用開始（予定）年月日	○年△月○日	○年△月○日	○年△月○日		
⑥	使用状況	1日の使用時間・ 1月の使用日数	9時～17時 25日/月	9時～17時 25日/月	9時～17時 25日/月	時～時 日/月
		季節変動	なし	なし	なし	
	騒音又は振動の防止の方法	騒音防止 ALC壁 (50mm) 振動防止 土間コンクリ 防振ゴム	騒音防止 ALC壁 (50mm) 振動防止 土間コンクリ 防振ゴム	騒音防止 ALC壁 (50mm) 振動防止 土間コンクリ 防振ゴム		
⑧	種類	トラック	ライトバン			
	用途	運搬	運搬			
	積載量	2 t	1 t			
	台数	10	3			
	1時間当たりの出入回数					
	1日当たりの出入回数	20	6			

- 備考 1 「騒音又は振動発生施設」とは、金属圧延機械、プレス機械等騒音又は振動を発生する施設をいう。
- 2 「騒音又は振動の防止の方法」欄には、消音器、つり基礎、遮音塀等騒音又は振動の防止に関して講ずる措置を記入すること。できる限り図面、表等を利用すること。

「別紙6」の記載要領

①工場における施設番号

別紙1その3「機械・設備等の施設」に記入した施設番号を記入

②種類・名称・型式

施設の種類、名称、型式を記入

例 コンプレッサー、オフセット印刷機など

③公称能力

施設の原動機の定格出力、加圧能力等を記入

④数

施設の数を入力

⑤使用開始（予定）年月日

施設ごとの使用開始予定年月日を記入

既設の場合は使用開始年月日を記入

⑥使用状況

1日の使用時間・1月の使用日数

当該発生施設の1日の使用時間及び1ヶ月の使用日数を記入

季節変動

使用状況の季節による変動について記入

例なし（年間通して使用状況に変動がない）、暖房期のみ使用、冬季負荷大で夏期の20%増、予備用のもので年間稼働日数10日以下。

⑦騒音又は振動の防止の方法

消音機、遮音塀、防振架台等の防止方法、施設設置箇所の壁、床、天井の構造・厚さ（例：壁材ALC50mm）等を記入

⑧事業用自動車

当該施設において物品の運搬等に使用する自動車の種類・用途・積載量・台数・1時間当たりの出入回数・1日当たりの出入回数を記入

尚、1日当たりの出入回数は、車両の出庫・入庫でそれぞれ1回と考え、出入庫があった場合2回とする。

地下水揚水施設の構造等

①	名称又は番号	9	
	揚 設置・変更予定年月日	○年 △月 ×日	
	水 さく井年月日	○年 △月 ×日	
	施 深度(地表面下m)・側管口径(mm)	深度	150 m、側管口径 100 mm
設	ストレーナーの位置 (地表面下m)	120m～126 m、	m～m
		m～m、	m～m
②	揚 種類・名称・型式	AA-BBB型	
	水 原動機の出力量・揚水能力	0.75 kW	20ℓ/分
	機 吐出口断面積	4.9 cm ²	
③	水量 種類・名称・型式	CC-DDD型	
	測定器 検定年月日	2010年1月	
④	地下 計測方法	検尺テープ	
	水位 静止水位、揚水水位 (地表面下m)	10 m	15 m
⑤	地下水揚水量	5 m ³ (1日平均)	
⑥	地下水の用途	洗浄、雑用水	
	施設数、吐出口断面積の合計、地下水揚水量の合計		
⑦	変更前 施設数、吐出口断面積の合計	本	cm ²
	地下水揚水量の合計	m ³ (1日平均)	
変更後	施設数、吐出口断面積の合計	本	cm ²
	地下水揚水量の合計	m ³ (1日平均)	
⑧	揚水施設担当者	本部長 環境よしこ	
	所属、氏名、電話番号	03-0000-0000	

備考 1 必要に応じ図面を添付のこと。

⑨ 2 複数の揚水施設の設置(変更)の場合は、地下水揚水施設の構造等について、揚水施設別に作成のこと。ただし、「施設数、吐出口断面積の合計、地下水揚水量の合計」の欄については、1枚目に記入し、2枚目以降には記入しないこと。

3 完成後、揚水試験を実施したときは、その報告書の写しを提出すること。

「別紙7」の記載要領

①揚水施設

- 名称又は番号 : 別紙1その3「機械・設備等の施設」に記入した施設番号又は名称を記入
設置・変更年月日 : 最新の揚水施設（揚水機、ケーシング）を変更した年月日を記入
変更がない場合は、さく井した年月日を記入
さく井年月日 : 井戸の完成年月日（井戸として使用しうる状態になったとき）を記入
深度（地表面下 m） : 地表面から井戸の側管（外部ケーシング）の底までの深さを記入
側管口径（mm） : 井戸の側管の内径を記入
ストレーナーの位置 : ストレーナーとは、井戸の側管の集水口をいう。ストレーナーの位置は、地表面からストレーナーまでの深さを記入する。ストレーナーが2ヶ所以上ある場合には、浅いものから順に、その全部を記入すること。

②揚水機

- 種類・名称・型式 : 施設の種類、名称、型式を記入 **例** 水中ポンプ、（メーカー名）、ABC-123
原動機の出力・揚水能力 : 揚水機の原動機の出力、揚水能力を記入
吐出力断面積 : 揚水機本体の水が最後に通る部分の内径により計測した断面積を記入

③水量測定器

- 種類・名称・型式 : 施設の種類、名称、型式を記入 **例** 水道メーター、（メーカー名）、ABC-123
検定年月日 : 各水量測定器に検定の有効期間（検定有効期間（8年）の終期）が表示されているので、その時から8年さかのぼった時期を記入

④地下水位

- 計測方法（計器名称） : 地下水位の測定方法（水圧式、手動式、フロート式等）並びに計器の名称を記入
静止水位 : 静止水位には、揚水機の使用開始前の水面までの深さを記入
揚水水位 : 揚水水位には、揚水機の使用中の水面までの深さを記入

⑤地下水揚水量

1ヶ月の揚水量を暦日数（例、1月：31日、2月：28日）で除した値を記入。1 m³未満は四捨五入。

⑥地下水の用途

例 製造工程用、冷却用、冷暖房用、水洗便所用、洗車設備用、公衆浴場用、散水用、非常用

⑦施設数、吐出口断面積の合計、地下水揚水量の合計

- 変更の場合は記入
揚水施設が複数ある場合は、その合計数、吐出口断面積及び地下水揚水量の合計を記入

⑧揚水施設担当者

揚水施設担当者の所属・氏名・電話番号を記入

⑨備考 図面を添付のこと。

- ・井戸の構造図
- ・給水系統図
- ・揚水機のカタログ
- ・水量測定器のカタログ
- ・水位計のカタログ
- ・地質柱状図、電気検層図（さく井後提出）
- ・揚水試験を実施したときは、その報告書の写し（さく井後提出）
- ・雨水かん養計画書

工 事 完 成 届 出 書

〇〇年〇〇月〇〇日

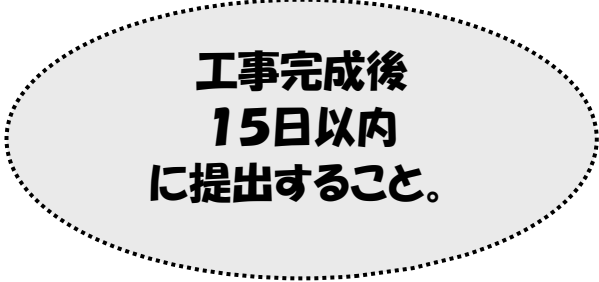
足 立 区 長

住 所 足 立 区 千 住 〇 丁 目 〇 番 〇 号
株 式 会 社 あ だ ち 環 境
氏 名 代 表 取 締 役 足 立 太 郎

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

工場の **設置
変更** の工事が完成したので、都民の健康と安全を確保する

環境に関する条例第84条第1項の規定により届出します。

設置 変更 認可番号・年月日	第 〇〇号 〇〇年 〇〇月 〇〇日
工場の名称	株式会社あだち環境 第1工場
工場の所在地	足立区中央本町一丁目〇番〇号
工事完成年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
※受付欄	
	

備考 ※印には、記入しないこと。

II-5. 工場認可後の手続について

東京都公害防止管理者選任(解任)届出書 (条例第105条)

「資料② 公害防止管理者を選任すべき工場の区分等」に掲げる規模の工場で、公害防止管理者を選任又は解任した場合は速やかに届出(第23号様式)が必要です。

→ P36 参照

工場氏名等変更届出書 ※1(条例第87条)

事業者の住所や代表者氏名・工場の名称や住居表示等の変更があった時は、その日から**30日以内**に届出(第13号様式)が必要です。

→ P37 参照

工場承継届出書 ※2(条例第88条)

工場の譲り受け、借り受け、相続、合併又は分割があった時は、その日から**30日以内**に届出(第15号様式)が必要です。承継の事実を証明する書類(登記簿本等)を添付してください。

→ P38 参照

工場廃止届出書 ※3(条例第87条)

工場を廃止した時は、その日から**30日以内**に届出(第14号様式)が必要です。その際は、「特定有害物質取扱状況届出書」を添付してください。特定有害物質の取り扱いがあった場合は、**土壌汚染状況調査**も必要です。

→ P39.40 参照

	変更内容	※1 変更届	※2 承継届	※3 廃止届
個人経営の工場	工場を家族や第三者に譲った場合		○	
	法人(株式会社、有限会社等)にした場合		○	
	お住まいの住所が変わった場合	○		
	工場の出入口を移動したために住居表示が変わった場合	○		
	工場をやめた場合(廃業等)			○
法人組織の工場	他の法人に工場を譲ったり、合併した場合		○	
	法人を解散し、個人になった場合		○	
	法人名を変更したが、法人格が変わらない場合	○		
	法人の代表者が変わった場合	○		
	事業者の所在地が変わった場合	○		
	工場の出入口を移動したために住居表示が変わった場合	○		
	工場を廃止した場合			○

工場現況届出書（条例第86条）

「**位置の制限及び現況届等対象工場**」（P46 参照）に該当する工場を設置している者は、直近の認可を受けた日から**3年**を経過するごとに、経過した日から**30日以内**に現況の届出（第12号様式）が必要です。

→ P41 参照

工場事故届出書等（条例第98条）

事故により人の健康や生活環境に障害を及ぼし（または及ぼすおそれのある）、ばい煙・粉じん・有害ガス・汚水・騒音・振動・悪臭を発生させた場合には、直ちに応急の措置を講じたうえで、事故届出書（第19号様式）を提出してください。事故発生日より**30日以内**に事故再発防止措置計画書（第20号様式）の提出、そして事故再発防止措置を完了後に事故再発防止措置完了届出書（第21号様式）の提出も必要になります。

→ P42 参照

地下水揚水量報告書（条例第97条）

工場に井戸を設置して地下水を揚水する場合は、地下水揚水量報告書（第18号様式）により毎年揚水量を報告する必要があります。

→ P43 参照

適正管理化学物質の使用量等報告書（条例第110条）

工場または作業場を設置する者は、前年度に取り扱った量が**100kg以上である適正管理化学物質（資料⑤）**について、適正管理化学物質の使用量等報告書（第28号様式）により毎年6月末日までに報告を行う必要があります。 → p.44 参照

☞ 「化学物質適正管理届出の手引き（東京都環境局）」は、東京都環境局ホームページまたは足立区生活環境保全課窓口にあります。

化学物質管理方法書（条例第111条）

適正管理化学物質取扱事業者で、**従業員の数が21人以上**で、かつ年間に扱ういずれかの**適正管理化学物質の量が100kg以上**の事業所を設置するものは、化学物質管理方法書（第29号様式）を作成し、提出してください。なお、管理方法の変更をした時も、遅滞なく提出する必要があります。

☞ 「化学物質適正管理届出の手引き（東京都環境局）」は、東京都環境局ホームページまたは足立区生活環境保全課窓口にあります。

土壌汚染状況調査報告書（条例第116条第1項）

有害物質取扱事業者（**資料⑥**該当施設）が、工場を廃止又は主要な部分を除却しようとする時は、第116条第1項（工場等の廃止又は施設等の除却時の義務）の規定により**廃止の日から120日を経過した日又は土壌の掘削を行う日の30日前のいずれか早い日**までに報告（第32号様式）が必要です。

☞ 「東京都土壌汚染対策指針」は、東京都環境局ホームページまたは、生活環境保全課窓口にあります。

選任届出書
解任

東京都公害防止管理者

〇〇年 〇〇月 〇〇日

足立区長

**資料②の該当工場は
選任・解任後
すみやかに
提出すること。**

住所 足立区千住〇丁目〇番〇号
氏名 株式会社 あだち環境
代表取締役 足立太郎
電話 03-〇〇〇〇-××××

（法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第105条第2項の規定により、当工場における公害防止管理者を次のとおり選任・解任しましたので届け出ます。

工場名称			※整理番号	
所在地			※受理年月	
代表者の氏名			備 考	
工場番号	区市町	種番		
電話番号				
従業員数				
選任した 公害防止管理者	選任年月日	年 月 日	(選任事由)	
	役職名			
	氏名			
	登録証番号	第 号		
	資格取得年月	年 月		
解任した 公害防止管理者	氏名		(解任事由)	
	連絡先	() 内線		
選任した 公害防止管理者	選任年月日	年 月 日	(選任事由)	
	役職名			
	氏名			
	登録証番号	第 号		
	資格取得年月	年 月 日		
解任した公害 防止管理者	氏名		(解任事由)	
	連絡先	() 内線		

- 備考 1 ※の欄には記入しないこと。
2 届出書は、正本にその写しを1通及び「登録証」の写しを添付すること。
3 公害防止管理者が複数選任されている場合には、公害防止管理者の下欄に記入すること。

工場
指定作業場 氏名等変更届出書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

足立区長

住所 足立区千住〇丁目〇番〇号
氏名 株式会社 あだち環境
代表取締役 足立太郎
電話 03-〇〇〇〇-××××

(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

工場
指定作業場

について次のとおり変更したので、都民の健康と安全を

確保する環境に関する条例

第 87 条
~~第 93 条第 1 項において準用する同条例第 87 条~~

の規定により届け出ます。

認可番号・年月日	第 〇〇 号 〇〇年△△月××日
工場 指定作業場の名称	株式会社 あだち環境
工場 指定作業場の所在地	足立区中央本町一丁目〇番〇号 電話 03-〇〇〇〇-××××
変更の内容	名称 事業場の住居表示 代表者 事業主の所在地 その他 ()
	変更前 足立 一郎
	変更後 足立 太郎
変更年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
変更の理由	代表者変更のため
※受付欄	<div style="border: 2px dotted black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>変更後 30日以内 に提出すること。</p> </div>

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。
3 「変更の内容」欄は、該当するものを で囲むこと。

工場 承継届出書
指定作業場

〇〇年 〇〇月 〇〇日

足立区長

住所 足立区千住〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社 あだち環境
代表取締役 足立太郎

電話 03-〇〇〇〇-xxxx

(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

工場 指定作業場の認可を受けた者の地位を承継したので、
関係書類を添えて、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
第 88 条第 3 項
~~第 93 条第 2 項において準用する第 88 条第 3 項の規定~~により、次のとおり届け出ます。

認可番号・年月日	第 〇〇 号 〇〇年△△月××日
工場 指定作業場の名称	株式会社 あだち環境
工場 指定作業場の所在地	足立区中央本町一丁目〇番〇号 電話 03-〇〇〇〇-xxxx
承継年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
被承継人	氏名又は名称 株式会社 足立商事 代表取締役 足立一郎
	住所 足立区千住〇丁目〇番〇号
承継の原因	1 譲受け 2 借受け 3 相続 4 合併 5 分割
<p>※受付欄</p> <p style="text-align: center;">変更後 30日以内 に提出すること。</p>	

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。
3 「承継の原因」欄は、該当するものを で囲むこと。

工場 廃止届出書
指定作業場

〇〇年 〇〇月 〇〇日

足立区長

住所 東京都足立区千住〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社 あだち環境
代表取締役 足立太郎

(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

工場 指定作業場 を廃止したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

第 87 条 の規定により届け出ます。
~~第 93 条第 1 項において準用する同条例第 87 条~~

認可番号・年月日	第 〇〇 号 〇〇年△△月××日
工場 指定作業場 の名称	株式会社 あだち環境
工場 指定作業場 の所在地	東京都足立区中央本町〇丁目〇番〇号
廃止年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
廃止の理由	移転のため
移転先の所在地	東京都足立区千住〇丁目〇番〇号
<p>※受付欄</p> <p style="text-align: center;">廃止後 30日以内 に提出すること。</p>	

実質的に操業を停止した日付を記載する（廃止届出書の提出日ではない）。

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。
3 「移転先の所在地」欄は、工場（指定作業場）の廃止の理由が移転である場合に、その移転予定先の所在地を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

特定有害物質取扱状況届出書

足立区長 宛

住所 東京都足立区千住〇丁目〇番〇号

株式会社 あだち環境

氏名 代表取締役 足立太郎

(法人の場合は、名称、代表者氏名、事務所の所在地)

電話 03-〇〇〇〇-xxxx

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 116 条第 1 項及び第 9 項に係る同条例施行規則別表第 12 の上欄に掲げる特定有害物質の取扱い状況について以下のとおり届けます。

- 1 事業場の名称 株式会社 あだち環境
- 2 事業場の所在地 足立区中央本町一丁目〇番〇号
- 3 業種・業態 廃棄物処理業
- 4 当該事業場における環境確保条例施行規則別表第 12 の上欄に掲げる特定有害物質の取扱状況等

物質名称	取扱	物質名称	取扱
カドミウム及びその化合物	有・無	1,1-ジクロロエチレン	有・無
シアン化合物	有・無	1,2-ジクロロエチレン	有・無
有機燐(りん)化合物	有・無	1,1,1-トリクロロエタン	有・無
鉛及びその化合物	有・無	1,1,2-トリクロロエタン	有・無
六価クロム化合物	有・無	1,3-ジクロロプロペン	有・無
砒(ひ)素及びその化合物	有・無	チウラム	有・無
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	有・無	トリクロロエチレン	有・無
ポリ塩化ビフェニル	有・無	テトラクロロエチレン	有・無
ジクロロメタン	有・無	ジクロロメタン	有・無
四塩化炭素	有・無	ふっ素及びその化合物	有・無
1,2-ジクロロエタン	有・無	塩化ビニルモノマー(別名 クロロエチレン)	有・無

全ての物質に必ず「有」か「無」に「〇」を付ける

現在は使用していなくても、作業開始から作業停止までの間に取り扱っていたものについては、「有」に〇をすること。

作業期間： 年 月 日 ~ 年 月 日

特定有害物質取扱状況について(取り扱っていない場合はその理由を記載してください)
 例)・〇〇年から××年まで〜〜〜作業を行っていた。
 ・〜〜〜工程において、〜〜〜に〜〜〜が含有されていた。

実質的に事業場が作業していた期間を記載する。

根拠資料：

受付欄、特記事項

工場現況届出書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

足 立 区 長

**資料①の該当工場
は3年ごとに
提出すること。**

住 所 **東京都足立区千住〇丁目〇番〇号**
 氏 名 **株式会社 あだち環境**
 代表取締役 足立太郎
 電 話 **03-0000-xxxx**

（法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第86条の規定により、工場の現況について、次のとおり届け出ます。

設置認可番号・年月日	第	号	年 月 日
工場 の 名 称			
工場 の 所 在 地			
建 物 の 状 況	△別紙（ ）のとお	施 設 の 状 況	△別紙（ ）のとお
資 本 金	円	主たる燃料	（いおう分 %）
作 業 時 間	時から 時まで （ 時間）		
自動車の出入口が接する道路の幅員	m	従業員数	人
公害防止担当部課	担当部課 責任者氏名		電話番号
地下水の取水の方法			
ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生状況	（発生施設の名称： 発生状況：		
ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止状況	（防止施設等の名称： 防止の状況：		
最近3年間に発生した事故の発生日及び被害の概要	発 生 年 月 日	被 害 の 概 要	
周囲100メートル以内の学校及び病院並びに50メートル以内の診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）、保育所、特別養護老人ホーム、図書館及び幼保連携型認定こども園の所在位置図			△別紙（ ）のとお
※受付欄（記入しないこと） 1 条例別表第8第（1・2・3・4・5・6・7・8・9）号の工場に該当 2 公害の種別（ばい煙・粉じん・有害ガス・汚水・騒音・振動・悪臭）			

備考 1 ※印の欄には記入しないこと。
 2 「設置認可番号・年月日」、「工場 の 名 称」及び「工場 の 所 在 地」欄を除き、直近の認可のときの状況と異なる事項のみを記入すること。
 3 △印の欄には、届出書に添付する別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙番号を記入すること。
 4 ばい煙等の発生状況又はばい煙等の防止の方法について、この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

第19号様式 (第46条関係)

工場 事故届出書

~~指定作業場~~

〇〇年 〇〇月 〇〇日

足立区長

**事故発生後
30日以内に
提出すること。**

住所 東京都足立区千住〇丁目〇番〇号
氏名 株式会社 あだち環境
代表取締役 足立太郎

(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

~~工場 指定作業場~~ の事故により被害が発生したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する

条例第98条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

工場認可番号・年月日	第 号	年 月 日
指定作業場設置届出年月日		年 月 日
工場（指定作業場）の名称		
工場（指定作業場）の所在地		
被害発見者の住所・氏名		
被害の内容	発 生 日 時	
	原 因	
	被害者の住所・氏名	
	発生状況・程度	
被害防止の応急措置		
事故処理担当部課 (夜間の連絡方法)	()	
※受付欄		

- 備考 1 ※印欄には、記入しないこと。
2 「被害発見者の住所・氏名」欄は、被害の発生について、工場に通知した者がある場合のみ記入すること。

地下水揚水量報告書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

足立区長

住所 **東京都足立区千住〇丁目〇番〇号**
 氏名 **株式会社 あだち環境**
代表取締役 足立太郎

（法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 ~~第135条~~ **第97条** の規定により、地下水の揚水量を次のとおり報告します。

工場・指定作業場又はその他の事業場等の名称	<div style="border: 2px dotted black; border-radius: 50%; padding: 20px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>毎年1月～12月までの使用量を翌年の2月中旬頃までに提出すること。</p> </div>			
工場・指定作業場又はその他の事業場等の所在地				
業種・作業の種類				
揚水施設の数	本	揚水施設担当者所属氏名 電話番号		
地下水揚水量	△別紙（ ）のとおりに			
揚水機出力（kW）				
年間水源別水使用量 （m ³ ） （その割合）	地下水	上水道	工業用水道	その他 （ ）
	m ³ （ ）%	m ³ （ ）%	m ³ （ ）%	m ³ （ ）%
※受付欄	備考 1 吐出口断面積（該当に○） 6 cm ² 以下 6 cm ² 超～21cm ² 以下 21cm ² 超 2 設置年月日（該当に○） 平成13年3月31日以前設置 平成13年4月1日以降設置			

備考 ※印の欄には記入しないこと。

適正管理化学物質の使用量等報告書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

足 立 区 長

住 所 **東京都足立区千住〇丁目〇番〇号**
氏 名 **株式会社 あだち環境**
代表取締役 足立太郎

（法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第110条第1項の規定により 年度の適正管理化学物質の使用量等を次のとおり報告します。

事業所の名称			
事業所の所在地			
工場・指定作業場の別		1 工場	2 指定作業場
業 種		（産業分類番号）	
作業の種類			
従業員数	人 （ 年 月 日現在）	全事業所の常用雇用者数	人 （ 年 月 日現在）
適正管理化学物質の使用量等		△別紙のとおり	
<div style="border: 2px dotted black; border-radius: 50%; padding: 20px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">使用量100kg／年以上の 適正管理化学物質(資料⑤)について、 4月～3月分の使用量を 翌年度の6月末日までに 毎年提出すること。</p> </div>			
連絡先	所 属		
	氏 名		
	電話番号		
	（ファクシミリ番号）	）	
	（電子メールアドレス）	）	

- 備考 1 ※印の欄には記入しないこと。
2 「業種」欄には日本標準産業分類の中分類項目を記入すること。二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、該当する全業種を記入すること。
3 「作業の種類」欄には条例別表第一に掲げる工場の種類又は別表第二に掲げる指定作業場のうち該当するものを記入すること。

Ⅱ-7. その他の公害関係法令

環境確保条例のほかに、以下のような法令の規制対象となることがあります。詳細については各法令担当課等でおたずねください。

騒音規制法・振動規制法

著しい騒音又は振動を発生するものとして法律で定められている施設を設置する場合は、「特定施設の設置の届出」が必要です。

☞ 足立区 環境部 生活環境保全課 公害規制係
TEL 03-3880-5304 (直通)

大気汚染防止法

一定規模以上のばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設を設置または変更する場合は、「ばい煙発生施設の設置の届出」が必要です。

☞ 東京都 環境局 環境改善部 大気保全課
TEL 03-5321-1111 (代表)

水質汚濁防止法

工場・事業場から公共用水域へ汚水を排出する場合、汚水発生施設（特定施設）を有するものは、「特定施設の設置の届出」が必要です。

☞ 東京都 環境局 自然環境部 水環境課
TEL 03-5321-1111 (代表)

下水道法

工場・事業場から公共下水へ汚水を排出するものは、「特定施設の設置等の届出」が必要です。

☞ 東京都 下水道局 東部第二下水道事務所
TEL 03-5680-1268 (代表)

悪臭防止法

全ての工場には悪臭の規制がかかります。届出制度はありません。

☞ 足立区 環境部 生活環境保全課 公害規制係
TEL 03-3880-5304 (直通)

建築基準法

建築基準法の規定により、用途地域ごとに建築物の制限があります。業態や規模によっては工場・指定作業場を設置できないことがあります。事前に調査のうえで、建築確認を受けてください。

☞ 足立区 建築室 建築審査課
TEL 03-3880-5111 (代表)

資料 ① 位置の制限及び現況届等対象工場

別表第 8 (条例第 7 8 条、第 8 6 条)

1	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙燃炉、焼結炉若しくは煅焼炉で、原料の処理能力が 1 施設 1 時間当たり 1 トン以上のものを有する工場
2	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉で羽口面断面積が 0. 5 平方メートル以上のもの又は液体燃料用バーナーの燃焼能力が 1 時間当たり 5 0 リットル以上のものを有する工場
3	製鋼、合金鉄又は非鉄金属の製造の用に供する電気炉で変圧器の定格容量が 1, 0 0 0 キロボルトアンペア以上のものを有する工場
4	動物質臓器を原料とする物品の製造を行う工場
5	動物質廃棄物の焼却作業を行う工場
6	レディミクストコンクリート又はアスファルトコンクリートの製造を行う工場
7	金属の厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業、鋸打ち作業又は孔埋め作業を伴うものを行う工場
8	金属の鍛造で重量が 0. 5 トン以上の落下錘を使用するものを行う工場
9	無機化学工業品若しくは有機化学工業品の製造若しくは精製又はこれらの工業品を用いる製造、加工若しくは作業を行う工場でアンモニア、塩化水素、塩素、窒素酸化物、二酸化いおう、硫酸（三酸化いおうを含む。）硫化水素、弗素化合物、臭素化合物、シアン化水素、塩化スルホン酸、クロム化合物、ホルムアルデヒド、アクロレイン、ホスゲン、ベンゼン、トルエン、アセトン、メタノール、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを発生させるもの

資料 ② 公害防止管理者を選任すべき工場の区分等

別表第 9 (施行規則第 48 条、第 49 条)

工場の区分	公害防止管理者の区分
<p>条例別表第 8 (資料①) に掲げる工場のうち次の各号に掲げる業種に属するもの(従業員 10 人以上のものに限る。)並びに発電施設、都市ガス製造施設、都市ごみ焼却施設及びパルプ製造施設を有する工場</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非鉄金属第一次製錬精製業 2 鉛再精錬又は亜鉛第二次精錬業 3 伸銅品又はメッキ鉄鋼線製造業 4 鋳鋼、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄若しくは非鉄金属鋳物製造業又は製鋼業 5 有機質飼料又は肥料製造業 6 建設機械又は鉱山機械製造業 7 運送用車両又は運送用車両部品製造業 8 鋼船製造又は修理業 9 トラクター製造業 10 亜鉛鉄板製造業 11 石けん又は合成洗剤製造業 12 合板製造又は薬品による木材処理業 13 プラスチック、合成皮革、プラスチック床材、プラスチックフィルム又はプラスチック発泡製品製造業 14 セメント製造業 15 舗装材料製造業 16 合金鉄又は電気炉鋳製造業 17 鍛工品製造業 18 圧縮ガス又は液化ガス製造業 19 界面活性剤製造業 20 ソーダー製造業 21 メタン誘導品製造業 22 医薬品又は農薬製造業 23 産業用火薬類製造業 24 染料若しくはその中間物、顔料又は塗料製造業 25 表面処理鋼材製造業 26 コールタール製品製造、潤滑油及びグリス精製業 	<p>東京都一種公害防止管理者</p>
<p>条例別表第 8 (資料①) に掲げる工場の前項各号に規定するものの以外のもの</p>	<p>東京都一種公害防止管理者又は東京都二種公害防止管理者</p>

資料③ 有害ガス

別表第3 (条例第2条関係)

1	弗素及びその化合物	22	トリクロロエチレン
2	シアン化水素	23	テトラクロロエチレン
3	ホルムアルデヒド	24	ピリジン
4	メタノール	25	酢酸メチル
5	イソアミルアルコール	26	酢酸エチル
6	イソプロピルアルコール	27	酢酸ブチル
7	塩化水素	28	ヘキサン
8	アクロレイン	29	スチレン
9	アセトン	30	エチレン
10	塩素	31	二硫化炭素
11	メチルエチルケトン	32	クロルピクリン
12	メチルイソブチルケトン	33	ジクロロメタン
13	ベンゼン	34	1,2-ジクロロエタン
14	臭素及びその化合物	35	クロロホルム
15	窒素酸化物	36	塩化ビニルモノマー
16	トルエン	37	酸化エチレン
17	フェノール	38	砒素及びその化合物
18	硫酸 (三酸化いおうを含む。)	39	マンガン及びその化合物
19	クロム化合物	40	ニッケル及びその化合物
20	キシレン	41	カドミウム及びその化合物
21	塩化スルホン酸	42	鉛及びその化合物

資料④ 有害物質

別表第4 (条例第2条関係)

1	カドミウム及びその化合物	15	1,1-ジクロロエチレン
2	シアン化合物	16	1,2-ジクロロエチレン
3	有機燐化合物 (パラチオン、メチル パラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る。)	17	1,1,1-トリクロロエタン
4	鉛及びその化合物	18	1,1,2-トリクロロエタン
5	六価クロム化合物	19	1,3-ジクロロプロペン
6	砒素及びその化合物	20	チウラム
7	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	21	シマジン
8	アルキル水銀化合物	22	チオベンカルブ
9	ポリ塩化ビフェニル	23	ベンゼン
10	トリクロロエチレン	24	セレン及びその化合物
11	テトラクロロエチレン	25	ほう素及びその化合物
12	ジクロロメタン	26	ふっ素及びその化合物
13	四塩化炭素	27	塩化ビニルモノマー (別名 クロロ エチレン)
14	1,2-ジクロロエタン	28	1,4-ジオキサン

資料 ⑤ 適正管理化学物質

施行規則 別表第 1 1 (施行規則第 5 1 条関係)

1	アクロレイン	3 1	スチレン
2	アセトン	3 2	セレン及びその化合物
3	イソアミルアルコール	3 3	チウラム
4	イソプロピルアルコール	3 4	チオベンカルブ
5	エチレン	3 5	テトラクロロエチレン
6	塩化スルホン酸	3 6	1, 1, 1-トリクロロエタン
7	塩化ビニルモノマー	3 7	1, 1, 2-トリクロロエタン
8	塩酸	3 8	トリクロロエチレン
9	塩素	3 9	トルエン
1 0	カドミウム及びその化合物	4 0	鉛及びその化合物
1 1	キシレン	4 1	ニッケル
1 2	クロム及び三価クロム化合物	4 2	ニッケル化合物
1 3	六価クロム化合物	4 3	二硫化炭素
1 4	クロルピクリン	4 4	砒素及びその無機化合物
1 5	クロホルム	4 5	ポリ塩化ビフェニル
1 6	酢酸エチル	4 6	ピリジン
1 7	酢酸ブチル	4 7	フェノール
1 8	酢酸メチル	4 8	ふっ化水素及びその水溶性塩
1 9	酸化エチレン	4 9	ヘキサン
2 0	シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物)	5 0	ベンゼン
2 1	四塩化炭素	5 1	ホルムアルデヒド
2 2	1, 2-ジクロロエタン	5 2	マンガン及びその化合物
2 3	1, 1-ジクロロエチレン	5 3	メタノール
2 4	1, 2-ジクロロエチレン	5 4	メチルイソブチルケトン
2 5	1, 3-ジクロロプロペン	5 5	メチルエチルケトン
2 6	ジクロロメタン	5 6	有機燐化合物 (EPNに限る。)
2 7	シマジン	5 7	硫酸
2 8	臭素化合物 (臭化メチルに限る。)	5 8	ほう素及びその化合物
2 9	硝酸	5 9	1, 4-ジオキサン
3 0	水銀及びその化合物		

資料⑥ 特定有害物質

施行規則 別表第12 (施行規則第53条関係)

1	カドミウム及びその化合物	14	1,1-ジクロロエチレン
2	シアン化合物	15	1,2-ジクロロエチレン
3	有機燐(りん)化合物	16	1,1,1-トリクロロエタン
4	鉛及びその化合物	17	1,1,2-トリクロロエタン
5	六価クロム化合物	18	1,3-ジクロロプロペン
6	砒(ひ)素及びその化合物	19	チウラム
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	20	シマジン
8	ポリ塩化ビフェニル	21	チオベンカルブ
9	トリクロロエチレン	22	ベンゼン
10	テトラクロロエチレン	23	セレン及びその化合物
11	ジクロロメタン	24	ほう素及びその化合物
12	四塩化炭素	25	ふっ素及びその化合物
13	1,2-ジクロロエタン	26	塩化ビニルモノマー(別名 クロロエチレン)

資料 ⑦ 業種分類表

総務省：日本標準産業分類（平成14年3月改訂）を基本として作成

大分類	中分類
F 製造業	09-食料品製造業 10-飲料・たばこ・飼料製造業 11-繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く） 12-衣服・その他の繊維製品製造業 13-木材・木製品製造業（家具を除く） 14-家具・装備品製造業 15-パルプ・紙・紙加工品製造業 16-印刷・同関連業 17-化学工業 18-石油製品・石炭製品製造業 19-プラスチック製品製造業 20-ゴム製品製造業 21-なめし革・同製品・毛皮製造業 22-窯業・土石製品製造業 23-鉄鋼業 24-非鉄金属製造業 25-金属製品製造業 26-一般機械器具製造業 27-電気機械器具製造業 28-情報通信機械器具製造業 29-電子部品・デバイス製造業 30-輸送用機械器具製造業 31-精密機械器具製造業 32-その他の製造業（貴金属・宝石製品・楽器・がん具・運動用具・ペン・鉛筆・絵画用品 その他の事務用品・装身具・装飾品・ボタン・漆器・畳 傘等生活雑貨製品・武器）
G 電気・ガス 熱供給水道業	33-電気業 34-ガス業 35-熱供給業 36-水道業
H 情報通信業	37-通信業 38-放送業 39-情報サービス業 40-インターネット附随サービス業 41-映像・音声・文字情報制作業
I 運輸業	42-鉄道業 43-道路旅客運送業 44-道路貨物運送業 45-水運業 46-航空運輸業 47-倉庫業 48-運輸に附帯するサービス業
J 卸売・小売業	49-各種商品卸売業 50-繊維・衣服等卸売業 51-飲食料品卸売業 52-建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 53-機械器具卸売業 54-その他の卸売業 55-各種商品小売業 56-織物・衣服・身の回り品小売業 57-飲食料品小売業 58-自動車・自転車小売業 59-家具・じゅう器・機械器具小売業 60-その他の小売業
K 金融業・保険業	61-銀行業 62-協同組織金融業 63-郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関 64-貸金業、投資業等非預金信用機関 65-証券業、商品先物取引業 66-補助的金融業、金融附帯業 67-保険業
L 不動産業	68-不動産取引業 69-不動産賃貸業・管理業
M 飲食店、宿泊業	70-一般飲食店 71-遊興飲食店 72-宿泊業
N 医療、福祉	73-医療業 74-保健衛生 75-社会保険・社会福祉・介護事業
O 教育、 学習支援業	76-学校教育 77-その他の教育、学習支援業
P 複合サービス事業	78-郵便局 79-協同組合（他に分類されないもの）
Q サービス業	80-専門サービス業 81-学術・開発研究機関 82-洗濯・理容・美容・浴場業 83-その他の生活関連サービス業 84-娯楽業 85-廃棄物処理業 86-自動車整備業 87-機械等修理業 88-物品賃貸業 89-広告業 91-政治・経済・文化団体 92-宗教 94-外国公務
S 分類不能の産業	99-分類不能の産業

資料 ⑧ 工場に係る「騒音」の規制基準

(条例第68条、別表第7五)

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分				
		6時 朝	8 昼間	19 夕	23 夜間	6
第1種区域	第1種低層住居専用地域	40	45	40	40	
	第2種低層住居専用地域 A A 地域 前号に接する地先及び水面					
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 (第1種区域を除く。)	45	50	45	45	
	第2種中高層住居専用地域 (第1種区域を除く。) 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 ※第1特別地域 無指定地域(第1、第3、 第4種区域を除く。)					
第3種区域	近隣商業地域(第1特別地 域を除く。)	55	60	55	50	
	商業地域(第1特別地域を 除く。) 準工業地域(第1特別地域 を除く。) ※第2特別地域 前号に接する地先及び水面					
第4種区域	工業地域(第1、第2特別 地域を除く。) ※第3特別地域 前号に接する地先及び水面	60	70	60	55	

ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)、病院、医療法第1条の5第2項に規定する診療所(患者の収容施設を有するものに限る。以下「診療所」という。)、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館(以下「図書館」という。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「認定こども園」という。)の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内(第1特別地域、第2特別地域及び第3特別地域を除く。)の工場又は指定作業場 当該値から5デシベルを減じた値を適用する。
- 騒音規制法第3条第1項の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場のうち同法第2条第2項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場 第81条第3項(第82条第2項において準用する場合を含む。)において適用する場合を除き、適用しない。

備 考

- 1 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。以下騒音に関して同じ。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条に規定する条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 3 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法により、騒音の大きさの値は、次に定めるところによる。
 - （1） 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - （2） 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - （3） 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、指示値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - （4） 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

※特別地域とは、2段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲30m以内の範囲をいう。

資料 ⑨ 工場に係る「振動」の規制基準

(条例第68条別表第7の6)

区域の区分		敷地の境界における振動の大きさ			
		時間の区分			
あてはめ地域		8時	昼間	19時	夜間
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	60		55	20時
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65		60	

ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内の工場又は指定作業場：当該値から5デシベルを減じた値を適用する。
- 2 振動規制法第3条第1項の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場のうち同法第2条第2項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場：第81条第3項(第82条第2項において準用する場合を含む。)において適用する場合を除き、適用しない。
- 3 国又は地方公共団体その他の公共団体が工場又は指定作業場を集団立地させるため造成した用地内に設置されている工場又は指定作業場：適用しない。

備考

- 1 デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。以下振動に関して同じ。
- 2 振動の測定は、計量法第71条に規定する条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。
- 3 振動の測定方法は、日本工業規格Z8735に定める振動レベル測定方法により、振動の大きさの値は、次に定めるところによる。
 - (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔・百個又はこれに準ずる間隔・個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

資料 ⑩ 工場に係る「悪臭」の規制基準

(条例第68条別表第7の7)

区 域 の 区 分		悪臭原因物 である気体 で工場又は 指定作業場 から排出さ れるものに 係る当該工 場又は指定 作業場の敷 地の境界線 の地表にお ける悪臭の 許容限度	悪臭原因物である気体で工場又は指定作業場の煙突その他の気 体排出施設から排出されるものに係る当該工場又は指定作業場 の排出口における悪臭の許容限度					悪臭原因物 質である水 で工場又は 指定作業場 から排出さ れるものに 係る当該工 場又は指定 作業場の敷 地外におけ る悪臭の許 容限度	
種 別	該 当 地 域		排出口の実高さが15メートル未満の 施設			排出口の実高さが15メ ートル以上の施設		臭気指数	臭気指数
			排出口の口径 が0.6メー トル未満の 場合	排出口の口 径が0.6メ ートル以上 0.9メー ル未満の場合	排出口の口径 が0.9メー トル以上の 場合	排出口の実 高さが周辺 最大建物の 高さの2. 5倍未満の 場合	排出口の実 高さが周辺 最大建物の 高さの2. 5倍以上の 場合		
第 1 種 区 域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 無指定地域（第2種区域及 種区域に該当する区域を除く。）	臭気指数 10	臭気指数 31	臭気指数 25	臭気指数 22	$q_t = 275 \times H_o^2$	$q_t = 357 / F_{max}$	臭気指数 26	
第 2 種 区 域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 前3号に掲げる地域に接 する地先及び水面	臭気指数 12	臭気指数 33	臭気指数 27	臭気指数 24	$q_t = 436 \times H_o^2$	$q_t = 566 / F_{max}$	臭気指数 28	
第 3 種 区 域	工業地域 工業専用地域 前2号に掲げる地域に接 する地先及び水面	臭気指数 13	臭気指数 35	臭気指数 30	臭気指数 27	$q_t = 549 \times H_o^2$	$q_t = 712 / F_{max}$	臭気指数 29	

<< 参考 >>

「工場設置・変更」の申請をする場合は、次の各種法令について、事前に確認してください。

No.	主な確認事項	該当する場合の相談先	備考
1	条例 78 条・別表第 8 (位置の制限)に該当 (工場の周囲 100m以内に学校、病院等が存在)	区・生活環境保全課	条例 78 条但し書き に注意
2	都市計画法第 11 条(都市施設)に基づく用途地 域の確認	区・開発指導課	
3	建築基準法第 48 条(用途地域の制限)の確認	区・建築審査課	
4	建築基準法(工場・事業場の新築又は増改築)に該当	〃	
5	建築基準法(建物の用途の変更)に該当	〃	
6	足立区特別工業地区建築条例に該当	〃	
7	建築基準法第 51 条(位置の制限) に該当	区・開発指導課	都計審の同意が 必要
8	工場立地法(敷地面積 9,000 m ² 以上又は建築面 積の合計が 3,000 m ² 以上)	都・産業労働局	
9	環境整備基準に該当	区・開発指導課	
10	福祉のまちづくり条例(面積 1,000 m ² 以上で、時 間貸し等を行う駐車場) に該当	区・障がい福祉課	
11	一廃の処理及び清掃に関する法律(業の許可)に該当	清掃協議会	
12	廃掃法(産廃の「業」と「処理施設」の許可、一 廃の「処理施設」の許可)に該当	都・環境局	
13	大気汚染防止法、水質汚濁防止法(特定施設)に該当	都・環境局	
14	ダイオキシン類対策特別措置法(火床面積 0.5 m ² 以上の焼却炉)に該当	都・環境局	
15	下水道法(下水道への排水の放流)に該当	都・下水道局	
16	危険物取締法に該当	都・消防署	(施設基準等)
17	毒物・劇物取締法及び薬事法に該当	都・福祉保健局	販売業・業務上取 扱者は区保健所
18	食品衛生法に該当	区・生活衛生課	(施設基準等)
19	クリーニング業法に該当	区・生活衛生課	(施設基準等)
20	水道法(10 m ³ を超える受水槽を有する事業場) に該当	区・生活衛生課	
21	敷地面積が 3,000 m ² 以上の土地改変に該当	都・環境局	
22	500 m ² 以上の駐車場を設置	区・交通対策課	
23	自動車の収容能力が 20 台以上の駐車場(公共施 設は全て)を新設・変更する場合	区・パークイノベー ション推進課	

(注 1) 上記の他、労働安全衛生法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、ビル衛生管理法等の他の法律に該当する場合があるので、確認してください。

(注 2) 「工場設置または変更の認可(申請書の受理を含む)」は、いかなる場合も上記法令等の規定に基づく責務を免責するものではないので、注意してください。